

令和4年6月第2回八街市議会定例会会議録（第4号）

1. 開議 令和4年6月8日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 栗 林 澄 恵
- 2番 木 内 文 雄
- 3番 新 見 準
- 4番 小 川 喜 敬
- 5番 山 田 雅 士
- 6番 小 澤 孝 延
- 7番 角 麻 子
- 8番 小 菅 耕 二
- 9番 木 村 利 晴
- 10番 石 井 孝 昭
- 11番 桜 田 秀 雄
- 12番 林 修 三
- 14番 小 高 良 則
- 15番 加 藤 弘
- 16番 京 増 藤 江
- 17番 丸 山 わき子
- 18番 林 政 男
- 19番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

- 13番 山 口 孝 弘

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	大 木 俊 行
総 務 部	長	片 岡 和 久
市 民 部	長	中 込 正 美
健 康 子 ど も 部	長	井 口 安 弘
経 済 環 境 部	長	相 川 幸 法
建 設 部	長	市 川 明 男

財 政 課 長	和 田 暢 祥
国 保 年 金 課 長	黒 川 康 裕
下 水 道 課 長	仲 田 浩 之
水 道 課 長	古 西 弘 一

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	田 中 和 彦
総 務 課 長	湯 浅 孝 史
子 育 て 支 援 課 長	春 日 葉 子
農 政 課 長	酒 和 裕 一
道 路 河 川 課 長	中 村 正 巳

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教 育 部 長	土 屋 武 志

・連絡員

教 育 総 務 課 長	秋 葉 忠 久
-------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	梅 澤 孝 行
副 主 幹	佐 藤 竜 一
主 査	嘉 瀬 順 子
主 査	安 見 里 香
主 任 主 事	今 関 雅

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第4号）

令和4年6月8日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は18名です。議員定数の半数以上に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

最初に、本日の欠席の届出が山口孝弘議員よりありました。

次に、小澤孝延議員より、一般質問をするにあたり参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、6月7日に引き続き一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明等、騒ぎ立てることは禁止されております。また、私語はお控えください。なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

それでは、順次、質問を許します。

最初に、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を許します。

○京増藤江君

おはようございます。それでは、質問いたします。

ロシアがウクライナを侵略して3か月以上たちます。戦争は最大の環境破壊であり、不幸を生み出す最大の原因であることを、私たちは日々、見せ付けられております。強大な破壊力を持つ武器がなかったなら、建物を瓦礫にし、住めないまちにすることを防げたのではないかと、そう思わずにはいられません。ウクライナの事態は、軍事力の増強が平和に寄与しないことを示しています。国際紛争は国連憲章に基づいて交渉で解決すべきであり、ロシアは国連憲章違反の侵略を即時停止すべきです。

それでは、質問に入ります。

コロナ危機による景気の低迷、生活の困難が長期に及んでいるところに、ウクライナ情勢や異常な円安による食料品等の物価高騰で、市民は深刻な打撃を受けています。日本共産党は5月25日、市民の暮らしと営業を守る施策を求め、市長に申入れをいたしました。その内容を踏まえ、大きく2点にわたって質問いたします。

農業・畜産問題について、基幹産業としての農業施策充実を。環境や生物多様性に配慮した農政についてです。

世界の農政による地球的規模の環境破壊や生物多様性の悪化など、社会の持続可能性を脅かす事態が広がっています。その反省として、効率優先から環境や持続可能性に配慮した農政に、世界はかじを切っております。農水省は昨年5月、「みどりの食糧システム戦略（みどり戦略）」を発表しました。「みどり戦略」は、2050年までに目指す目標を掲げており

ます。そのうち化学農薬の使用量（リスク換算）を50パーセント削減、化学肥料の使用量を30パーセント削減、有機農業の面積を耕地面積の25パーセントに拡大する、この目標3点について、本市の方針、計画を伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

環境や生物多様性に配慮した農政につきましては、以前より市内で生産された畜産堆肥を利用する循環型農業の取組への支援や、緑肥作物の種子に対し助成している環境保全型土づくり対策事業、また有機農業を行っている生産団体に対し助成している環境保全型農業直接支援対策事業など、環境に優しい農業の取組を推進しているところでございます。

また、令和3年5月に国が策定しました「みどりの食糧システム戦略」に掲げています、2050年までに化学農薬の使用量を50パーセント低減、化学肥料の使用量を30パーセント低減、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25パーセントに拡大する等、目指す姿や取組について示されており、現在、本市では具体的な数値目標等は設定しておりませんが、今後におきましても、これらを踏まえまして、環境や生物多様性に配慮した取組を進めてまいりたいと考えております。

○京増藤江君

「みどりの食糧システム戦略」についての具体的な目標などはまだないけれども、それを踏まえた農政をやっていくというような答弁でございました。

EU（欧州連合）では、「みどり戦略」と同様の目標について、日本よりも20年早い2030年を目標達成年次としております。大規模化を見直し、価格保障、所得保障で小規模・家族農業を推進しています。日本では、農薬、化学肥料を使う農業が99パーセント以上です。「みどり戦略」は、小規模・家族農業を中心に据える政策にはなっていません。

また、日本の2020年の食料自給率は先進諸国では最低の37パーセントと深刻ですが、食料自給率向上に本気で取り組む構えが見られません。中国など、新興国の食料需要が増す中、気候危機などで農業生産は不安定化し、世界の食料危機の長期化が懸念されています。ロシアによるウクライナ侵略を機に、世界の食料品価格が高騰し、国連は第2次世界大戦以来の食料危機と警告しております。食料を輸入に頼ってはいは国民の命を守ることができません。早急な食料自給率向上の施策は待ったなしの課題です。

そこで、お伺いします。食料自給率があまりに低い37パーセントという状況に加え、収入が減っている中で、食料高騰が市民生活を不安に陥れています。休耕地で作物を作って安く提供してほしい、こういう声が市民から上がっています。

石井議員の質問に対し、市長は、食料自給率向上について発言していると答弁されました。全国市長会としては食料自給率向上にどのように取り組もうとしているのか、伺います。

○市長（北村新司君）

実は今、自給率向上ということで、いろんなところで私も発言させていただいております。

まず、先般、全国大規模農業水利事業協議会というのがございまして、農林水産省から農村

振興局の施設室長の影山さんが出席しておりました。北海道から九州までの土地改良区の代表が来るわけでございますけれども、私も総会で、全国で3名しかいないんですけれども、幹事に指名されました。そうした中で、発言が相次ぎました。影山さんに対しまして、まず1点は米価が何でこんなに安いんだ、それから自給率をもっと上げろと、担い手が何でこんなに少ないんだということに絞って、3点について、皆さんからたくさんの意見が出ました。私も大賛成でありますし、たまたま総会で幹事という指名を受けたときでございましたので、たくさんの代表、各県3名から1名なんですけれども、大きなうねりが、農水省の影山室長への発言が相次いでおりました。農業の危機が迫っているというような発言でありましたし、それぞれ、土地改良区理事長の苦しさ等々を踏まえた中での発言でありました。その中で、2点目に自給率をなぜ上げないんだ、先進国でこんなに最低な国はないんだということで大変多くの発言がございましたので、逆に元気をいただいたところでございます。

また、千葉県の市長会の中でどういう発言をしているかということでありますけれども、千葉県農政審議会の委員でございますので、県の農業プロジェクトを作る際の席でも発言しております。

それから、何回も言って恐縮なんですけれども、千葉県農業改良普及協議会の会長を承っておりますので、その際にも県の農政関係の職員に、ぜひ県の方からも国へ、自給率を上げましょうというような発言を県の立場でも言ってくれと。

私は日本の農業を守る原点は自給率の向上だというふうに思っておりますし、農業を大切に作る日本でなければならないというふうに常々思っております。いろいろな立場をいただきましたので、常に発言してまいりたいというふうに思っておりますので、ぜひ京増議員におかれましても、関係する国会議員がおられましたら、国で、国会の場で国会議員にどんどん発言してもらわないと、私どもも全国市長会、あるいは千葉県市長会でも発言しますけれども、それ以上の発言は国を支える国会議員の皆様が発言が大事でございますので、ぜひ国会議員の皆様にもお声かけして、国の基本である農業を支えるために自給率向上という発言をしてくださいと、京増議員の方からもお願いしてください。私も努力します。

○京増藤江君

市長も、食料自給率向上は農業を支えることだと、また農民の方たちを支えることだというふうに真剣に考えておられるということで、本当にうれしく思います。当然と言えば当然ですけれども、食料がなければ市民の健康、命も守れないという点があるんですけれども、本当に私はうれしく発言をお聞きしました。やはり市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきことがありますので、各段階で食料自給率の件については声を上げていかなければならないと思います。

世界79億人の人口のうち、30億人が十分な栄養バランスの取れた食事を取れない、世界の10パーセントが飢餓状態、栄養不足状態にあります。食料生産が可能な日本が自給率を向上させることは、国民の健康・命を守るだけではなく、他国への貢献にもつながります。早急に頑張っていかなければならないと思います。

次に、日常的に必要な食料の生産増についてでございます。

小麦、ソバ、大豆等、日常的に市民が必要とする農産物の生産量を増やし、安価に、必要な食料の提供ができる農政が必要だと思っておりますが、どうか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

日常的に必要な食料の生産増につきましては、国内の農業生産だけではなく、食生活の変化による食料消費の在り方に左右されるものであり、食料自給率を向上させるためには農業生産及び食料消費の両面にわたる取組が必要であると考えております。

このため、本市では小麦などの国産農産物の生産、販売を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を交付しており、本市の農事組合法人も交付金を活用して小麦の生産を行っているところであります。さらに本市では、小麦の種子の購入費に対する補助を行っており、本年度は補助率を3割から5割に引き上げ、小麦生産量の拡大に向け、支援の拡充を図ってまいります。

○京増藤江君

食事については嗜好が様々に変わっているんですけれども、基本的に毎日必要な食料についてはきちんと供給できるようにしなければなりません。八街では田んぼが少ない状況ですから、一般の麦、そしてパンの材料になる小麦、そういうものがちゃんと供給される必要があると思っておりますけれども、様々に、差額分の交付金が支給されたり、また小麦の種子代も交付金が50パーセントに増額されているということで、市の努力はあるなと思っております。

そこで、お伺いしますけれども、農家からは、物価高騰の下、燃油、肥料、農業資材、何もかもが高騰していると悲鳴が上がっております。栗林議員の質問に対し、臨時交付金を活用した支援を行うと答弁がありました。早急な支援策が必要ですが、いつから実施するのか、また畜産農家に対する支援はどうか、お伺いします。

○経済環境部長（相川幸法君）

お答えいたします。

原油価格や物価の高騰の影響を受けている農業者への支援策につきましては、地方創生臨時交付金を活用した支援策について、現在検討しております。事業実施につきましては、早急に事業が実施できるよう、準備を進めております。また、畜産農家に対する支援策も、この中に含めまして、畜産農家を含めた農業者全体で考えております。事業の方も早急な実施を考えております。

○京増藤江君

農家、また畜産農家に対しても早急な支援をしていただけないかという答弁でございました。これは本当に早くお願いしたいと思っております。

それから、肥料については実施しているものがあるようなんですけれども、価格が非常に高騰しているわけですが、どの程度の支援をされているのか、お伺いします。

○経済環境部長（相川幸法君）

確かに肥料の高騰という部分もありますので、今回の支援策の中で、畜産農家を含めた中で、幅広い農家への支援ということで、今考えております。

○京増藤江君

肥料も含めた全般的な支援だということで、分かりました。よろしく申し上げます。

次に、地産地消推進についてです。

地域経済を活性化させるためにも、また緊急を要する気候危機対策として、地産地消推進が重要です。生産物を確実に消費するために、市内での消費拡大が重要です。その対策を伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

地産地消の推進につきましては、地域で生産された農産物を地域で消費することで生産者と消費者の結び付きが強化され、地域の活性化にもつながりができることや、流通コスト面、新鮮なものが買えるなど、生産者と消費者、お互いのメリットにもつながっているものと考えております。

コロナ禍以前は市内外に広くPRするため、グリーンすいか祭りや産業まつりでの野菜の即売、農産物共進会を開催し、展示販売を行っているほか、幼稚園、小学校の子どもたちに対しまして指導農業士や農家の方による農業指導を行ってまいりました。今後も新型コロナウイルス感染拡大の状況や、感染対策が図られるなどの条件が整いましたら、再び開催に向けて準備してまいります。

また、学校給食においても地産地消を推進しておりまして、市といたしましても引き続き様々な機会を活用して、関係機関と連携を図りながら、地産地消の推進に努めてまいります。

○京増藤江君

地産地消がやはり大事だというようなことで答弁いただきました。八街市では、先ほども申し上げましたけれども、主食の面、米は八街市では供給できないけれども、パンの原料である小麦については、ぜひ八街市で作った小麦を給食で提供できる、そういう計画を持っていただきたいと思います。

といいますのは、アメリカなどから輸入されている小麦には、発がん性に加えて腸内細菌に影響して様々な疾患を誘発すると指摘がある除草剤のグリホサートが検出されています。学校給食に八街で作った小麦を提供する、そういう計画についてはどのようにお考えなのか、伺います。

○教育部長（土屋武志君）

それでは答弁いたします。

学校給食のパンにつきましては、千葉県学校給食会により供給される仕組みとなっております。地産地消を進める目的から100パーセント国産小麦を使用しており、このうち千葉県産小麦「さとのそら」を25パーセント使用しております。八街産小麦も含まれていると考えておりますが、何パーセント含まれているのかは分かりません。例えば千葉県産小麦を八

街産に全部置き換えることを考えた場合には、大量かつ安定的に供給できることが条件となりますので、現状では全て、千葉県産を八街産に代えるのは難しいと考えております。

しかしながら、食材に地産地消を活用することによって、地域の特産物や食文化への理解を深めるとともに、食材の生産等に関わる人々への感謝の気持ちを育てる取組は重要な食育であると考えておりますので、今後も学校給食食材の地産地消に取り組んでまいりたいと考えております。

○京増藤江君

すみません。ちょっと確認したいんですけど、給食に提供されるパンの原料の小麦は県内産、国内産を100パーセント使っていると。そうなんですか。確認を。

○教育部長（土屋武志君）

私どもは千葉県学校給食会により供給されておりますので、そこは100パーセント、国内産の小麦を使用しているというふうに聞いております。その中で千葉県産を25パーセント使用していると。その中に八街産も含まれていると考えておりますが、一体何パーセント入っているかは不明ですけれども、八街産も入っているというふうに考えております。

○京増藤江君

パンに使用される小麦だけでなく、小麦自体の自給率は2割にも満たないというふうに私は理解しているんですけれども、うどんなどのこと全て含めてですか。小麦の自給率は大変低いんですけれども、それでも千葉県産や国産の小麦が八街では使われていると。私も初めて、これは知りましたけれども。

○教育部長（土屋武志君）

小麦はいろいろなものに使われていますけれども、私が今申し上げたのはパン限定でございますので、ほかのものについて、そこまでは今調べておりません。パンの小麦については、そのような形で使われております。ほかについては、そこまでは今の段階では調べておりません。

○京増藤江君

しっかり調査していただいたということで、私は本当に安心したんですけれども、半信半疑で、2割の自給率しかないのに本当に驚いたという思いがあります。ぜひとも国内産を子どもたちに提供していただきたい、それを心からお願いしたいと思います。やはり何があるか分からない気候危機の中、輸入できなくなる中では、八街市でも自給率を高めていただいて、市の小麦をパンに使っていただく、そういう努力もお願いしたいと思います。

次に、飼料生産拡大についてです。

耕作放棄地の活用についてでございます。耕作放棄地を活用して、高騰している酪農や養鶏の飼料生産ができないか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

飼料生産拡大に伴う耕作放棄地の活用につきましては、資源を有効に活用して安定的な畜産

飼料の供給を図るために、耕作放棄地の解消を進めながら自給飼料の生産を行うことは、有効な手段の1つであると考えております。

市としましては、酪農家等の自給飼料生産組織が自給飼料の生産拡大と耕作放棄地の解消を目的に共同機械を導入する場合には、飼料生産拡大整備事業を活用して支援しておりまして、耕作放棄地の再生にも取り組んでいるところでございます。なお、今年度につきましても、耕作放棄地を対象農地として飼料生産拡大整備事業を活用し、自給飼料のための収穫機の導入が予定されております。

市としましては、引き続き農業委員会と連携を図りながら、耕作放棄地を活用した飼料生産の拡大を推進してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

今、八街市で飼料自給率がどの程度あるのかというのが分かれば、お聞きしたいと思います。

○経済環境部長（相川幸法君）

飼料自給率までは把握していないんですけれども、今後、高騰に対しましては、配合飼料の価格安定制度というものが国の方で設定されておりまして、異常な価格高騰を補完する異常補填というのがあります。この情報につきまして、現時点では詳しい情報は入ってきていないんですけれども、そちらにつきましても国の動向を注視しながら、畜産経営者に対しまして、必要な情報を発信していきたいと思っております。

○京増藤江君

トウモロコシの価格はコロナ前から上昇しているものの、配合飼料価格安定制度があるので16パーセントの上昇だということです。ところが、乾燥した牧草の価格は前年度と比べると27パーセント上昇しているという状況ですので、ぜひ飼料自給率を恒常的に高める、そういう施策をお願いしておきたいと思っております。

次に、畜産の堆肥有効利用についてです。

畜産の堆肥利用の状況及び有効利用の方針について、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

畜産の堆肥有効利用につきましては、家畜排泄物を肥料として活用する場合、臭気の低減、周辺環境への配慮のため、これまで以上に堆肥化を徹底することとし、良質な堆肥生産の施設整備及び堆肥化技術の向上が重要であると考えております。また、土づくり等による持続的かつ循環的な畜産産業の実現のため、堆肥化等を通じて、可能な限り肥料や土壌改良資材として農地に還元することが望まれております。

本市につきましては、市と八街市農業研究会が連携を図りまして堆肥マップを作成し、堆肥生産者から堆肥を購入した農家に助成金を交付しており、堆肥の有効活用を推進しております。市といたしましても、引き続き八街市農業研究会と連携を図りながら、堆肥の有効活用を推進してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

肥料についても非常に値が上がっています。全農から各県農協への卸売価格は、高度化成は5月までの1.5倍、尿素は1.9倍になっていると。経営費に占める割合は従来10パーセント程度ですけれども、15パーセントから20パーセントに上がる可能性がある、こういうふうに農林水産省は述べております。ぜひ堆肥については有効利用とともに増やしていく、そういう施策をお願いしておきたいと思います。

次に、経済対策についてです。

物価高騰への支援策を。事業者等への負担軽減の支援及び手続の簡略化について、伺います。飲食店、運輸業、中小製造業等は、事業用燃油や資材の高騰に対し、事業を維持できるのかと、悲鳴が上がっています。事業者への市独自の支援策を求めるが、どうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている中小企業者等に対しましては、一昨年度、売上げが大きく減少した事業者の事業継続を支援するため、中小企業元気アップ支援事業を実施いたしました。また、昨年度におきましては、長引くコロナ禍においても事業を円滑に実施していただくことを目的として、中小企業等新しい生活様式応援事業を、さらには中小企業元気アップ支援事業と同様に、売上げが大きく減少した事業者支援といたしまして、がんばる中小企業等支援金事業を実施いたしました。

長引くコロナ禍に加え、今年度におきましては原油価格をはじめとする様々な物価高騰が新たに事業者への大きな負担となっており、中小企業者等への支援は今後も必要であると認識しております。先般、国におきましてコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付が決定されました。本市といたしましては、当交付金を活用した有効な支援策を検討し、実施してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

有効な支援策を実施していただけるというところでは、本当に期待したいと思います。事業者の方たちが本当に一人残らず救済されていく、事業が続けられる、そういう施策を求めておきたいと思います。

次に、国保税、後期高齢者医療保険料の緊急減免についてです。

収入減などや、恒常的に生活に困窮している世帯に対し、国保税や後期高齢者医療保険料の緊急減免を求めますが、どうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による減収の状況により、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料について、生活支援等の観点から、一定の条件の下で減免を実施するとともに、倒産や解雇など、事業者の都合により離職された非自発的失業者への国民健康保険税の軽減に取り組んでまいりました。また、令和4年4月から令和

5年3月までの間に納期限を設定しております令和4年度分国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料につきましても、令和3年度と同等の基準による減免を継続し、生活支援につなげたいと考えており、本定例会に当該条例の改正案を上程しております。

新型コロナウイルス感染症が長期化する中、昨今の物価高騰により市民生活に与える影響は少なくありません。今後におきましても、納税者の個別、具体的な実情を把握した上で、減免や、必要があれば福祉担当部署への誘導・連携、可能性があれば就学援助制度担当課への誘導・連携を行うなど、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

コロナによる収入減などでの減免は、本当に利用された方たちは喜んでおられます。この点については救済できているのではないかというふうに思うんですけども、ただ、自発的な退職とか失業とか、また普段からちょっと生活に困窮されている方たち、この方たちへの支援が足りないというふうに思います。今の市長の答弁は、様々な制度も利用していく、そういう方向であるという点については、私も本当に安心感があります。

市長は、石井議員の質問に対し、市民の幸せを念頭に仕事をしている、そういう答弁をされております。この間、特に健康に関する施策については、高校卒業までの医療費無料化実現に、市民から、助かっていますという喜びの声が上がっております。これは私も大変誇りに思っています。しかし、その一方、国保税を払えないことを理由に保険証を交付しない、資格証明書、短期保険証の滞留。これでは市民の命、健康を守ることができません。

保険税減免取扱要綱の一部が改正されまして、摘要欄に生活保護法に基づき算出する最低生活費を準用する、この項目が追加されました。保険証の滞留世帯、資格証明書の交付世帯の中に、この要項が適用される世帯があると思うんですけども、調査しているのか、伺います。

○国保年金課長（黒川康裕君）

答弁いたします。

資格証明書につきましては、国民健康保険法の趣旨に基づき、納税相談や、保険税を納付できない特別な事情がないにもかかわらず滞納している方に交付しているところであり、保険税を滞りなく納付されている方との公平性や国民健康保険財政の健全化などの観点から、慎重に対応しております。

また、令和3年度におきましては、生活保護法に基づき算出する最低生活費を準用した生活困窮による減免世帯はございませんでした。

○京増藤江君

生活困窮者がいなかったと。本当に信じられないような答弁だと、私は思います。平成30年度ですけれども、保険証滞留世帯、資格証明書交付世帯は合計で450世帯です。また、令和元年度は483世帯、令和2年度は459世帯、保険証が手元にない、そういう世帯があります。こういう世帯が本当に困っていないのか。

私も様々な方の相談を受けますけれども、そのときに、介護保険料や市税、それから国保税

など、いろいろと支払うべき税や料がありますけれども、市民が一番払いたいのは国保税なんです。病気になったときに困るから国保税は払いたい、こういう思いは本当に分かりません。そういう中で、450世帯から500世帯に近いような、そういう世帯は保険証がない。生活保護が準用されるような世帯がないというのは、私はなかなか信じていることができません。調査はされたと思うんですけども、やはり1件1件、丁寧に聞いていただきたいと、要望しておきたいと思います。

次に、上下水道料金の負担軽減についてです。

栗林議員の質問に対し、支払いを4か月猶予し、値上げしないという答弁がありました。しかし、収入が減っている世帯や、恒常的に生活に困窮している上、物価高騰に苦しんでいる世帯等にとっては、必要なことは支払い猶予ではありません、軽減です。

ぜひ、上下水道料金の負担軽減をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

上下水道料金の負担軽減についてでございますが、令和3年度の水道事業会計決算における料金回収率は79.0パーセント、下水道事業会計決算における経費回収率は89.4パーセントと、いずれもこれらの事業を行っていく上で必要とされる100パーセントを下回っている状況にあるところ、水道事業については老朽管などの施設の更新需要が既に高まっております。下水道事業についても数年のうちに水道事業と同様の状況を迎えることが確実となっております。

そのような状況下において、今、水道料金や下水道使用料の負担を軽減することは、今後高まる施設の更新需要に備え、将来にわたって事業を持続させるために確保しなければならない利益を減少させることにつながりますが、減少する利益を企業努力のみで吸収することは難しく、したがって水道料金や下水道使用料の負担を軽減することは難しいものと考えております。

なお、コロナ禍における対応ではございますが、上下水道料金の支払いが困難な方につきましては支払いを最長4か月猶予することとし、また猶予期間が経過した後もそれぞれの事情に応じた徴収体制を取っており、現在のようなコロナ禍の状況が続く限りにおいては、このような対応を継続してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

水道管、公共下水道管が老朽化して本当にお金がかかる、これはよく分かります。早急しなければ、地震などの際にも本当に対応できなくなってしまう、そのように思いますけれども、しかし、生活に困窮している方たちへ料金減免しないからといって、その費用が賄えるとは思えない。やはり住民の皆さんの暮らしを守る、今はそれが一番求められていると思いますので、この点についてもぜひ改めていただきたいと、要望しておきたいと思います。

次に、給付型奨学金制度の創設についてでございます。

義務教育の間は就学援助を受給していた世帯の子どもたちが高校生になると、その分の収入

が減ります。専門学校や大学生の暮らしも厳しい状況です。学びを応援するために、市独自の給付型奨学金制度の創設を求めますが、どうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

現在、市内全中学校において、進路説明会や進路だより等を通じて、全家庭に対し、奨学金制度について周知しております。また、面談等で経済的不安を訴える家庭に対し、再度、個別に奨学金制度についての情報を伝えております。また、社会福祉協議会において、教育支援金として、奨学資金貸付による就学支援を行っておりますので、これらの制度についても周知しております。

なお、教育委員会といたしましては、教育委員会が実施する給付型奨学金制度を創設する予定はありませんが、家庭の経済的状況を理由に、生徒が進学を諦めなければならない事態を回避できるよう、今後も丁寧な情報提供を続けてまいります。

○京増藤江君

もう時間がありませんので、丁寧な対応で、進学を諦めなくて済む、そういうふうに頑張っていたいただきたいと思います。

最後の質問になります。生理の貧困対策推進についてです。

日本共産党は、女性であるというだけで余分な出費を強いられる状況を改善するために、小・中学校のトイレに生理用品を設置するよう、求めてまいりました。今こそ、生活が苦しい今こそ設置を求めますが、いかがですか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

現在、市内全小・中学校において、保健室に生理用品を常備し、児童・生徒に配布できるようにしております。その上で、中学校においては保健室に生理用品が常備してあること、困ったときはいつでも相談できることを各トイレの個室に掲示し、生徒へ周知しています。また、小学校においても6月中に掲示できるよう、準備を進めているところです。

学校では、児童・生徒が生理用品を受け取りに来た機会を捉え、状況を把握するとともに、教職員が悩みに寄り添い、心身の健康相談につなげております。その相談活動の中から、家庭の経済的不安や困難さが把握できた場合は、就学援助制度などの経済的支援につなげていくこともできると考えております。

今後も、教育委員会といたしましては、貧困その他の理由により困難な状況に置かれている児童・生徒に対し、市内小・中学校と連携し、丁寧な支援を行ってまいります。

○京増藤江君

従来の答弁と同様だったと思うんですけども、保健室に来た児童・生徒に事情を聞き、悩みなどを聞くようにしていると。

しかし、担当課とやり取りした中では、生活に困窮して生理用品を受け取りに来た人はいないというふうに聞いております。やはり大人でもお金の問題で困っているということはなか

なか相談しにくい。子どもでもそうなのかなというふうに、私は思います。生理用品を常備することは、子どもたち、児童・生徒の健康状況も把握することができると思うんです。費用がかかるということだけではない、そう思います。大人でも、なかなか生理用品を買うことができなかつた、そういう経験があることも発表されております。私は絶対に必要な製品、このことについて、やはり義務教育の子どもたちが不自由することがない、そういうことが必要だと思います。

教育委員会では今までも、義務教育のトイレに設置するというので答弁があったことはありません。市長、児童・生徒の健康のためにも、私は市長と教育長が協力して、財政的には市長も責任があるわけですから、ぜひとも設置していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。市長にお聞きします。

○教育長（加曾利佳信君）

それでは、私の方から答弁させていただきます。

生理用品を各トイレの方に設置しないというのは以前から答弁しているとおりでございますし、理由につきましては、先ほどお話ししましたように、経済的困窮者に対して準要保護等の精度につなげていく、また先ほどからの議員のお話にありましたように、心、体の健康相談にもつなげていきたいと。要するに、先生方と子どもたちが実際に直接話し合うことで家庭の状況を把握しよう、困り度を把握しようというシステムで動いております。

教育委員会といたしましても、養護部会と設置に向けて話合いをした経緯がございますが、養護部会のように、ぜひ子どもたちと直接話がしたいんだ、そこから出てくる問題に教員として対応していきたいという強い希望もございました。教育委員会も、それに沿って対応しているところでございます。生理用品を置かないのは予算的な問題ではありません。置くことは可能でございますが、そういう理由から設置せずに、保健室の方に置いてあるシステムを取っているというふうにご理解いただきたいと思います。

○京増藤江君

設置しないのが経済的な理由ではないということは、設置できるということですね。生活に困っている児童・生徒に関わっていくということは、本当に子どもたちの尊厳、心の状況に、私は逆に大変な状況になるのではないかとこのように思います。経済状況が許すのであれば、私は一刻も早く設置していただきたい、そう要望して質問を終わります。

○議長（鈴木広美君）

以上で、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前11時00分)

○議長（鈴木広美君）

それでは再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は消防団の改革について、2点目に豊かな学校給食について、3点目には平和行政について、質問いたします。

まず、消防団の改革についてであります。

消防団は、昼夜を問わず発生する火災や自然災害に備え、住民の命、財産を守る地域防災力の中核として大きな存在となっております。

そこで、消防団の現状と今後の在り方について、お伺いするものであります。消防団員の確保については各分団に任されています。消防団員の減少と在団期間の長期化、分団によっては高齢化とともに維持が困難となっており、地域に必要な消防力を適切に維持するための解決は、喫緊の課題となっております。現状と今後の在り方について、消防の管理者であります市長の見解をお伺いするところでございます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

令和4年4月1日現在における消防団員数は、条例定数480名に対して実員342名となっており、令和3年4月1日現在と比較いたしますと13名の減となっております。多くの分団においては、消防団OBの再入団や自治会役員の入団などによって分団運営を維持している状態であることを認識しております。

今後も、地域防災の中核である消防団を存続させるべく、様々な施策を展開していく必要があると考えております。

特に、消防団員の皆様方におかれましては、本業を持ちながら、昼夜を問わず市民の生命、財産を守るため、地域の災害活動にご尽力いただいておりますことに、この場をお借りしまして、改めまして敬意と感謝を申し上げます次第でございます。

○丸山わき子君

今の八街市の実態というのは市長も当然把握されているわけですが、八街市の実態から出発した消防団の在り方、このことについて、これから質問させていただきたいと思っております。

まず、操法大会、出初め式参加への見直しということで質問するものでございますが、操法大会中心の消防団の活動が70年間、続いてきているわけですね。操法大会への出場は団員の負担が大きく、人員や練習時間の確保が困難との意見を多く聞きます。また、操法訓練や操法大会は、操法大会を前提とした訓練が大きな負担となり、幅広い住民の消防団への参加の阻害要因となっている、こういう指摘もございます。

こうした消防団員の切実な声を受け止め、操法大会参加への見直しをすべきではないか。このように思いますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

消防操法大会は技術の向上と士気の高揚を図り、地域防災体制の確立を期することを目的と

しておりますが、今般、パフォーマンス的な、セレモニー的な動作を省略した全国消防操法要領の見直しが行われました。県消防操法大会や市消防操法大会は、これに準じて実施することになりますので、操法訓練における心身の負担軽減が図られているものと考えております。

また、消防出初め式につきましては、消防職・団員の功績に対する表彰を主として実施しております。

消防操法大会や消防出初め式の開催方法につきましては、消防委員会、消防団本部、また分団長のご意見をお伺いしながら、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

日本消防協会では、今、市長が答弁されたように、パフォーマンス的あるいはセレモニー的な動作の一部を見直して、操法大会をやりますよということなのですが、そのような見直しをしても、八街市の26分団中、高齢者の分団、また10人以下の分団が4分団、また勤め人が6割を超す分団は10分団と、半数以上を上回る分団で維持困難な状況にあるわけです。そういった点では、操法大会への参加は限界ではないかというふうに思うわけなんですね。

消防協会で見直しをしたといっても、実際には参加する消防団にとっては大変な負担になっている。そういう点で、強制参加させるべきではないというふうに思いますが、再度、市長はどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（片岡和久君）

操法大会につきましては、先ほど市長が答弁したとおり、消防委員会、消防団本部、また分団のご意見を伺いながら検討する必要があると考えております。ただ、操法につきましては、機械器具の取扱いや操作の基本的な技術の習得ということもありますので、それは必要だと考えております。

○丸山わき子君

それは操法大会をやらなくてもできることなんですね。今、社会状況の変化の下で、既に操法大会に参加しない、こういう自治体も増えつつあるわけです。実践的でない操法大会の代わりに、今後は地震や豪雨災害なども視野に入れ、ドローン、あるいはチェーンソーなどを扱える人材の育成など、火災や大規模災害対応等の能力向上に充て、団員やその家族の負担軽減を図ることを最優先にしていくべきではないかというふうに思うわけです。そういった点ではいかがでしょうか。

○総務部長（片岡和久君）

消防団につきましては、団員の負担軽減、また環境整備、あとは様々な災害に対応する技術の習得等が必要であると考えておりますので、その辺も検討させていただきたいと考えております。

○丸山わき子君

今後、操法大会に関しましては、やはり消防団員の声をしっかり聞き、そうした下で今後の在り方を検討していただきたい、このように思います。

それから、出初め式につきましては、先ほど検討していくという市長答弁がございました。ぜひとも消防団員の皆さんの声をしっかり受け止めて、改善に向けての取組を進めていただきたいと思います、このように思います。

次に、社会情勢に応じた柔軟な対応ということで質問するものでありますが、分団の人数の減少、高齢化、活動時に団員が集まらないなど、主に団員の確保が課題となっています。市全体の人口は減少傾向にあり、人口推計からも今後も団員数が増えるという状況ではなく、一層困難になっていく状況であります。そのために、消防団組織統合や、条例定数にこだわることなく、今後も地域のために活動できる組織体制を目指して、社会情勢に応じた柔軟な発想による見直しを続けていくことが必要であるというふうに思いますが、その点について、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

多くの分団におきまして人員確保に苦慮していることにつきましては、認識しているところでございます。

地域防災力の中核を担う消防団を持続可能な防災組織とするため、消防団で受け継がれてきました長い歴史と伝統を継承しつつ、団員が活動しやすい体制づくりを第一に考え、多様化する災害にも柔軟に対応し、かつ団員の負担軽減が図れるよう、各分団の地域特性に応じた分団の定数管理の弾力化などにつきましても慎重に検討してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

やはりこれからはどんどん消防団員の確保というのが難しくなってくる、そういう意味では幅広く、どう対応するかということも求められてくると思います。

消防団の補完的な制度として既に取り入れられている消防団協力事業所、あるいは機能別団員、こういった点での増強とともに、大規模災害対応の分団であるとか、あるいは火災予報対応する予防広報分団、こういった機能別分団の創設も検討すべきではないかというふうに思います。その点につきましては、既に平成17年に消防庁から、全国の市町村にこの制度の導入を要請しているわけです。ぜひとも八街としても消防団を補完する制度として、こうした制度を導入すべきではないかというふうに思います。

その点について、いかがでしょう。

○総務部長（片岡和久君）

本市でも既に機能別消防団員として、被用者、サラリーマンが多いことで、概ね日中において活動する機能別団員制度を導入しております。また、火災予防や避難所運営支援等を行う女性消防団員制度も導入しております。今後は様々な状況に応じた機能別団員の導入について、検討してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

ぜひそういった点での対策、対応をお願いしたい、このことを申し上げておきます。

それから、いま一つ、社会情勢に応じた柔軟な対応という点では、条例定数と実団員数の差

がどんどん、毎年のように広がっていってしまうわけです。やはり現状に即した条例定数、この見直しも検討すべきではないかというふうに思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（片岡和久君）

条例定数につきましては、平成27年に、当時の595名から480名に減らした経緯がございます。その中で、各分団の定数を定めずに、基本的には15名ということで条例の改正をいたしました。また、機能別団員、女性消防団員制度も導入しました。

定数につきましては柔軟に運用できるよう、考えてまいりたいと思っております。

○丸山わき子君

基本は15名ということですね、分団は。しかし、ほとんどの分団は15名に達していないわけですね。本当に大変なところは、5名で対応しているというところもあります。10人以下の分団が9分団もあるわけです。そういうところでは、15名と、幾ら条例で定めても、それに対応できないわけですから、もっと機能的な対策、対応で取り組むべきではないかというふうに思います。時間がないので、もう質問いたしませんけれども、対応いただきたいと思います。

それから今後、これは大変難しい問題かもしれませんが、分団の統廃合も視野に入れた取組が求められると思います。統廃合を進めるにあたっては、各区との間での調整など、解決すべき問題があって、本当に慎重な検討が必要であろうかと思いますが、今から慎重な議論をしていくことが求められているのではないかというふうに思います。そういった点での取組をどのようにお考えか、お伺いいたします。

○総務部長（片岡和久君）

確かに地区ごとにいろいろ状況が違います。そういう中で、分団の統廃合、団員の確保も含めて、検討しなくてはならないと考えておりますので、今後そのような検討については消防団、消防委員会の中で検討していきたいと考えております。

○丸山わき子君

次に、検討委員会についてです。

3月の予算委員会で、従来の訓練の在り方や団員確保を困難にしている問題などを議論する場として、防災課長から、検討委員会の方向を示したいという答弁があったわけですが、この間、質問してきたような内容、消防団問題は本当に山積みとなっています。持続可能な消防団を目指して早期の対応が求められるわけで、ぜひとも検討委員会の立ち上げというのは早期に実施していかなければならないというふうに思いますが、立ち上げはどのように検討されているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国においては平成29年に消防団員の確保方策等に関する検討会が立ち上げられ、大学教授等の有識者も委員として参加し、開催されております。

現在、検討会の組織構成について、検討を始めた段階ではございますが、消防委員、消防団本部、有識者をはじめ、各分団の分団長にも委員を依頼し、実際に第一線で活動している団員のご意見を取り入れられる検討会を設置してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

現場で頑張る団員の皆さんの声を反映させるということが市長答弁にありましたけれども、まず私は全消防団員へのアンケート調査、これを実施して、実態から出発していただきたい。これによって、分団長も参加できる仕組みにしていくと言われましたけれども、ぜひとも全消防団員の声が反映できる検討委員会にさせていただく、このことを再度申し上げておきたいと思います。

それから、検討委員会を通じて、本当にこれから団員が活動しやすい体制づくりを第一に考え、多様化する災害にも柔軟に対応して、かつ団員の負担軽減が図れるよう、消防団の新たな組織体制を構築していくために、やはり消防団の基本計画をきちんと作っていく必要があるのではないかというふうに思います。その辺について、どのようにお考えか、お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長（片岡和久君）

検討委員会におきまして、いろいろ議論することが必要であると考えております。団員の負担軽減、環境整備、消防団活動のPR、団員確保方策等を検討しなければならないと考えております。消防団基本計画につきまして、どのようなものか、ちょっと今は申し上げられませんが、その辺も視野に入れて検討させていただきます。

○丸山わき子君

持続可能な消防団を確立していくためには、そういった基本計画をきちんと持っている、そのことによって消防団の皆さんにもしっかりと消防団活動に積極的に参加していただける、そういうふうになろうかと思っておりますので、ぜひ取組を進めていっていただきたい、このことを申し上げておきます。市消防団の充実強化を進めていくなれば、まずは消防団員の皆さんの個々の意見をしっかりと受け止め、そこから出発していただきたい、このことを重ねて申し上げまして、次の質問に入ります。

次に、学校給食についてであります。

食材高騰への対策についてであります。今は物価高騰で、学校給食の米、パン、食材の値上がりが続いているかと思いますが、今後1年間の影響額はどのくらいあると試算しているのか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

コロナ禍における食材費の影響ですが、令和2年度から令和4年度現在までの期間で、中学校給食1人当たりの米の値上がり価格はマイナス25銭、パンはプラス5円87銭であり、食材に応じてややばらつきがありますが、全般的に価格が高騰しております。

代表的な和食、洋食、中華の献立で試算したところ、令和2年度と比較いたしますと令和4

年度では約11パーセント程度の価格上昇があると試算しております。

○丸山わき子君

11パーセントというのは、金額にするとどのぐらいになるわけですか。

○教育部長（土屋武志君）

答弁いたします。

月あたり200万円程度と考えております。

○丸山わき子君

そうしますと、年間にしますと約2千万円ということになりますね。

先日の答弁でもありましたけれども、地方創生臨時交付金を活用するという答弁がございました。約2千万円の食材料費に対して全額を活用するのかどうか、その辺について、どのように検討されていますでしょうか。

○教育部長（土屋武志君）

地方創生臨時交付金につきましては、コロナ禍において食材費が高騰する中、地方公共団体の判断により高騰する食材費の増加分の負担を支援し、保護者負担を増やすことなく、学校給食の円滑な実施のための事業にも使えるというふうになっておりますので、教育委員会といたしましては当該交付金を活用した有効な支援策を検討し、実施してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

財政課にお伺いいたします。給食センターの方では年間で約2千万円の負担増になるということで答弁がございましたけれども、地方創生臨時交付金の活用に対して、2千万円を活用する方向はあるかどうか、その辺についてはどうでしょうか。

○財政課長（和田暢祥君）

お答えいたします。

今回の地方創生臨時交付金、国の方から追加交付された中で給食高騰分という形で、全額になるかは分からないですけれども、対応していけるようにというふうに考えているところでございます。

○丸山わき子君

ぜひ全額の確保をお願いしたい、このことを申し上げておきます。このことにつきましては、次の質問にも関わってきます。

給食の摂取基準について、次にお伺いするわけですが、現状と改善をということで、平成30年度に学校給食の摂取基準が見直されて、児童・生徒1人当たりの基準がアップいたしました。栄養士さんは本当にやりくり、努力をして、給食の献立を立ててくださっているといます。

ところが、給食摂取基準より下回っており、そのことが常態化しています。このことについて、教育長はどのようにお考えか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

学校給食に供する食物の栄養内容につきましては、学校給食摂取基準に定められております。代表的なエネルギー、タンパク質、脂質の栄養価は、小・中学校の児童・生徒へ配布している学校給食の献立予定表に掲載しているところです。

令和3年度の平均の摂取率ですが、エネルギーに関しましては小学校が92.6パーセント、中学校が91.7パーセント。タンパク質は小学校が110.9パーセント、中学校が103.7パーセントでした。

食材の価格高騰により厳しい状況ですが、学校給食センターの栄養士は献立を工夫し、地産地消に留意しながら、様々な食材を使用してバランスの取れた献立を作成しております。

今後も、価格が安定していて、栄養価の高い食材を選定するなど、安全で安心かつ子どもたちに喜ばれる給食の提供ができるよう、品質向上に努めてまいります。

○丸山わき子君

今答弁にございましたように、価格が安定しなければ学校給食の摂取基準が保てないのか、これは大変問題だと思います。それはおかしい。成長期の子どもにとって、栄養素を補う大事な一食でありますから、その役割を十分に認識して、摂取基準から、今の八街市の子どもたちは小学校は92.6パーセント、中学校は91パーセントと、かなり下回っているわけですね。これをもっと引き上げる努力をしなければならぬというふうに思うわけです。

この間、八街市は保護者負担を避けるために給食費の値上げを本当に避けてきた。その努力は認めますが、しかし、その分、カロリー摂取については文部科学省が示している給食の摂取基準より低くなっているわけです。コロナ禍で給食の果たす役割は本当に大きいと思うんです。調査では、コロナ禍で自宅にいたときの子どもたちの食事の状況は大変悪かった、学校給食を食べることによって子どもたちの栄養が追いついてきたという、そういった統計調査があるわけですが、本当にコロナ禍で給食の果たす役割は大きいわけで、給食摂取基準に近づけるためにも市の予算を確保すべきではないかというふうに思うわけです。

特にカロリー摂取基準を国の基準に近づけるためには、大体どのぐらい予算があれば引き上げていくことができるのか、どうでしょうか。

○教育部長（土屋武志君）

先ほど教育長が答弁したとおり、エネルギー量に対して8から9パーセント足りていないというのが実情でございます。単純計算しかできませんけれども、平均摂取率を単純に1人当たりの米あるいはパンに置き換えた場合、20グラム増量すると仮定した場合、年間で約630万円の賄い材料費が必要になると考えております。

○丸山わき子君

今、担当課の方から、630万円あれば子どもたちのエネルギー摂取は何とかなるということなんです。市長どうでしょうか、630万円を何とか確保するように努力していただけないでしょうか。どうでしょう。

○市長（北村新司君）

今、担当の方から、いろいろ答弁したところでございますけれども、今後とも教育委員会と連携しながら、あくまで子どもたちのことを思いながら、しっかり努力してまいりたいと思っております。

○丸山わき子君

予算をつけるのは市長側なんですよ、教育委員会は予算をつけたくても予算がつかなくて、じりじりしているわけですから。市長の腹一つです。子どもたちにきちんと栄養を確保するための努力を、執行側が、予算をつける側がきちんと対応すべきだというふうに思います。ぜひとも、そういう点では市長自身が腹をくくるべき内容であるというふうに思うわけなんです。ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○市長（北村新司君）

各担当栄養士の考え方もありますし、栄養士にも聞きながら、しっかり努力します。

○丸山わき子君

栄養士もさんざん苦勞をして、この結果なんですよ。現場の栄養士は本当に苦しんでいると思います。もうこれ以上、栄養士を苦しめないでほしい。子どもたちのために630万円を。これは何とかなるはずですよ。ぜひともきちんと確保していただいて、豊かな学校給食を実施していただきたい。このことを再度申し上げまして、早期の実施を求めます。

それから、先日、残渣が多く処分費が高過ぎるので見直しをしようと、そういった質問があったと思います。残渣が多ければ、さらに栄養は摂取されていないということになるわけですよ、子どもたちの。私は食育の在り方も問われているんじゃないかというふうに思います。

もっとも給食の大切さをしっかり学ぶ、それから残渣が減る努力をすべきであるというふうに思います。そういう努力が今こそ必要ではないかというふうに思いますが、その辺について、いかがでしょう。

○教育部長（土屋武志君）

ご指摘のとおり、残渣が若干多いことは前々から言われているところでございます。しかしながら、教育委員会といたしましては、先ほど市長の方からも話がありましたけれども、本当に栄養士は残渣のないような形で給食をお届けしようということで、価格は当然上がっておりますけれども、その中でもしっかりとバランスを整えながらやっているというのが現実でございます。しかしながら、指摘の部分もありますので、もっとも子どもたちが喜んで給食を食べられるような献立をこれからはしっかりと努力して作ってまいりたい、そのように考えております。

○市長（北村新司君）

何回も何回も答弁して恐縮でございますけれども、前向きに検討させていただきます。

○丸山わき子君

ぜひよろしく願いいたします。

次に、給食費についてです。

無償化で安心の給食をということで、この間、子育て世代から、給食費は教育費の中で一番

負担になっていると、切実な声が上がってきています。私も給食無償化につきましては、お父さんやお母さん方の切実な声を届けてまいりましたが、物価高の中で保護者の給食費の負担はさらに増しているということで、ぜひとも無償化を求めたい、このように思いますが、市長いかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

学校給食の提供に係る経費につきましては学校給食法で負担区分が定められており、保護者に負担していただく給食費は食材購入費相当額のみとなっております。

本市の給食費につきましては、平成18年度以降は据置き、消費税相当額の改定以外は行っておらず、印旛管内の市町の中で一番低い給食費となっております。給食費の無償化には年間で約2億3千万円の財源が必要であり、本市の財政状況を鑑みますと、給食費の無償化につきましては現段階では難しいものと考えております。

なお、教育委員会といたしましては、今後も国や千葉県に対し、給食費の負担軽減について要望してまいります。

○丸山わき子君

4月に、みずほリサーチ&テクノロジーズが物価高の影響を試算したところ、年収に対する光熱費や食料品などの負担率は、年収1千万円以上の世帯は0.5パーセントの上昇だったと。ところが、年収300万円以下の世帯については2.1パーセント増えて、約4倍の開きがあったというわけですね。生活困窮の今こそ、市独自の対策が必要であるというふうに思うわけです。

今、教育長の方から、学校給食費は印旛郡の中では一番安いという答弁がございました。しかし、文部科学省の調査では、給食費の全国平均で、小学校は4千343円、八街市は4千430円。中学校は、全国では4千941円、市は5千60円。決して安くはないわけですね。全国平均から言えば高いんです。

2億円の給食費を父母が負担してくださっているという答弁がございましたけれども、八街市が今2億円をぼんと出す、これは大変なことかと思えます。無償化に向けて、段階的でもいいから、学校給食費の負担軽減をしていくべきではないか。そういう点での検討はされないのかどうか、その辺について、お伺いいたします。

○教育部長（土屋武志君）

議員がおっしゃるとおり、経済状況が非常に悪くなっているというのは事実でございます。その中で、八街市教育委員会といたしましては就学援助費の中でしっかりと見極めながら、必要な方については給食費についてもしっかりと無償にさせていただきながら援助しているというのが実情でございます。その辺で、これからも取り組んでまいりたいと思っております。

○丸山わき子君

今、就学援助費が出ましたけれども、就学援助費ですと、本当に大変な世帯、すれすれの

ボーダーライン層が今は広がっているわけですから、ここの部分が大変なんです。もし就学援助で対応すると言われるのであれば、学校給食費だけでも就学援助費を受けられる枠を広げて、より多くの児童・生徒が受けられる、そういう対策も含めて、ぜひ検討していただきたい。いかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

私の方から答弁させていただきます。

給食費が未納の家庭もあることは事実でございます。非常に困難な状況に陥っているご家庭を救うもの、それが就学援助制度でございますが、今議員の方からお話がありました、ボーダーラインの部分への対応もということです。これから私どもと給食センターで共同して、連携して調査しながら、どうしたらいいのか、策をちょっと考えてみたいと思いますが、今後、国や県の補助、支援があるとも聞いておりますので、それも鑑みながら、今後の策を練ってみたいと思います。

○丸山わき子君

先立って県知事の方で、学校給食の無償化ということをご報告されました。しかし、いつからとは言っていないんですね。今、本当に大変なときなんです。この大変なときに就学援助費、給食費だけでもいいから枠を広げるとか、あるいは子どもの多い世帯の給食費を軽減するとか、やり方はいろいろあるわけです。ご家庭の困窮状況をよく把握されているのは教育委員会だと思いますので、ぜひ学校給食の在り方については早急に検討いただきたい。県の無償化を待つと、来年になるかもしれない。子どもを持つ世帯にとっては大変に負担な状況であります。今の状況で無償化とまでは言いませんが、ぜひとも何らかの形で軽減対策を取っていただきたい、このことを申し上げておきます。

次に、平和行政について、お伺いいたします。

八街市は非核平和都市宣言のまちとして宣言しているわけですが、まちとしての取組をお伺いするわけです。世界の恒久平和と、一日も早い核廃絶を希求する宣言の趣旨に沿って、2つの点について、取組を求めるものであります。

1つは、ウクライナ難民への支援についてであります。

八街市議会は3月9日、ロシアによるウクライナ侵略に対する非難決議を挙げました。ロシアによるウクライナへの侵略は長期化しており、生命や平和な生活が脅威にさらされているのが実態であります。非核平和都市宣言のまちとして、ウクライナ避難民を支援することは当然であります。

いつでも支援できるよう、ウクライナ避難民相談の窓口や、また暮らし支援を進めるための準備を求めるものですが、その点について、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本年2月24日から開始されたロシアのウクライナ侵略は、国連憲章の重大な違反であり、断じて許されるものではありません。本市は昭和59年に非核平和都市宣言を行い、また平

成21年には平和首長会議に加盟しており、その立場からも、先の3月9日には八街市と八街市議会の連名により、ロシアによるウクライナ侵略を非難する共同声明を発表したところでございます。

ご質問にありますウクライナ避難民の状況について申し上げますと、千葉県では5月25日の時点で40世帯、62名の方が避難されてきており、県をはじめ、その居住先の自治体の支援を受け、生活されています。避難されてきている方の多くは日本に住んでいる親族や知人等の身寄りの方を頼ってきていることから、ウクライナの方の登録のない本市では、現在のところ避難されてきている方や避難を希望される問合せはございません。

しかしながら、人道的な見地からウクライナ避難民の受入れを積極的に申し出ている団体もございます。避難民の方の受入れには、通訳を含め、日々の生活に係る相談支援、住居や生活用品、生活資金に係る生活支援、就労、就学に係る支援といった様々な準備を要することから、庁内関係部署をはじめ、国や県、また昨年設立されました八街市国際交流協会等の民間団体等も含めた関係機関と連携協力しながら、必要な支援について協議検討してまいります。

なお、直接的な避難民支援ではございませんが、本市では社会福祉協議会と協力いたしまして、ウクライナでの人道危機対応と救護活動支援を目的とした募金箱を市内7か所に設置してまいりました。集まった募金は日本赤十字社を通じて、ウクライナからの避難民を受け入れる周辺国と、その他の国々における救護活動の支援に役立てていただくこととなります。

○丸山わき子君

市長の方からは積極的な対応、対策という点で答弁がございました。

隣の佐倉市では、ロシアの軍事侵略によりウクライナから避難されてきた世帯に対しては、市営住宅による受入れということのほか、相談への対応、言葉の支援、子育ての支援、暮らしの支援など、避難されたウクライナの方が安心して暮らせるよう、様々な支援を行うということが決まったようでございます。また、ウクライナからの避難民支援の実施にあたっては、佐倉市へのふるさと納税、ウクライナ緊急支援寄附ということで、これを活用してウクライナから避難されてきた皆さんに対応していくんだと、財政的な根拠もきちんと確保しているようでございます。

ぜひともこれから八街市も積極的な取組として、この問題に取り組んでいっていただきたい、このことを重ねてお願いします。

次に、核兵器禁止条約について、お伺いいたします。

被爆者をはじめとした多くの人々の核兵器廃絶への強い願いが実を結んで、2017年7月に核兵器禁止条約が国連で採択され、3年後の2021年1月22日に発効いたしました。しかし、世界で唯一の被爆国である日本は、いまだ署名、批准を行っておりません。八街市も参加している平和首長会議は、世界の全ての国の核兵器の製造、保有、使用等を全面的に禁止する核兵器禁止条約を締結することの早期実現を目指して署名活動を行っております。

本市もこの署名に取り組むとともに、市長は政府に対して核兵器禁止条約に署名、批准すべ

きと意思表示を行うことを求めるが、いかがか、答弁をいただきたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市は昭和59年に非核平和都市宣言を行い、平成21年には平和首長会議に加盟し、核のない平和な世界を目指し、全ての国が核兵器禁止条約を早期に締結するよう、署名活動を行っております。署名活動につきましては、市ホームページにおきまして、核兵器禁止条約の早期締結を求めるオンライン署名ができるように整備し、広く市民の署名活動を支援しているところでございます。

今後は、個人情報の漏えい等を防ぎながら、公共施設等で署名活動が行えるよう、手法について検討してまいりたいと考えております。

核兵器禁止条約の署名、批准につきましては、現在加盟しております平和首長会議から要請等をしておりますので、今後も平和首長会議を通じまして意思表示してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

市ホームページで、既にオンラインはやっていると。ただ、以前も公共施設に署名用紙を置いていただきたいという要望をしたわけですが、それにつきましてはコロナの問題等、いろいろあって対応しきれなかったというふうに思いますが、今後検討していきたいということでございますので、積極的な取組をお願いしたいというふうに思います。

平和首長会議の方で核兵器禁止条約に署名、批准しなさいということを言っているの、自分としては、こちらからの意思表示にするという答弁でございましたけれども、しかし、今、プーチン大統領の核の威嚇ということで、絶対にあってはならないことですが、こうした核の威嚇に対して、日本政府のように、核に対して核で対応しよう、こんな議論が始まっております。こんなことも絶対に許されるわけではございません。平和憲法を持つ日本は、今こそ核をなくすことに努力すべきであるというふうに思います。

平和首長会議に参加する市長の果たす役割も大変大きいと思います。政府への意見をしっかりと述べていただき、そして平和都市宣言のまちとして、市民を守る姿勢、これをしっかり示していただきたいというふうに思うわけですが、その辺について、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

本市も加盟しております平和首長会議は、核兵器禁止条約の批准国の拡大に向けた公開書簡の発出、核兵器禁止条約の早期締結を求める要請文の提出など、核兵器のない世界の実現に向けた様々な行動を行ってございまして、今後も平和首長会議を通じまして意思表示してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

市長が平和首長会議に参加して、私はやはり市民を守るために平和首長会議を重要視しているんだと、そういうアピールもぜひしていただきたいし、平和首長会議を通じなくとも、市

長自身がきちんと政府に対して、市民を守るための宣言をぜひしていただきたい、このことを重ねて申し上げまして、私の質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで昼食のため休憩といたします。午後は1時10分より再開いたします。

(休憩 午前11時52分)

(再開 午後1時10分)

○議長（鈴木広美君）

それでは再開いたします。

最初に、報告がございます。

林政男議員より、一般質問をするにあたり参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

また、傍聴の方に申し上げます。傍聴人は傍聴規則第8条の規定により議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されております。なお、議長の注意に従わないときは地方自治法第130条の規定により退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、やちまた21、小澤孝延議員の個人質問を許します。

○小澤孝延君

やちまた21の小澤孝延です。

本定例会では持続可能な防災組織、特に消防団について、お伺いいたします。午前中の丸山わき子議員も消防団の改革をということでご質問されていましたが、被るところがあるかもしれませんが、そのまま質問させていただきます。

令和元年の台風15号の暴風雨、倒木による長期間の停電や農業等への甚大な被害は記憶に新しく、各地域での消防団の活躍は、改めて共助の要であり、なくてはならない団体であることを実感いたしました。

近年、多発する大規模災害、少子化に伴う人口減少に加え、若者の意識の変化等により、消防団に新規入団する若者層が減少し続けていること、新型コロナウイルス感染症まん延も含め、消防団を取り巻く環境は激変しています。総務省消防庁が発表した令和3年度の全国の消防団員数は、条例定数2万7千987人に対し2万4千179人で、3千808人の定数割れ、八街市においても令和4年度の定数480人に対して現員が342名ということで、138名の定数割れで、団員不足は深刻な現状です。

令和2年12月、こちらも総務省消防庁内に、消防団員の処遇等に関する検討会が設置され、

消防団員に対する報酬をはじめ、処遇等について、様々な検討がなされています。今年度開催される千葉県消防操法大会では、より実践的な内容に見直されることが日本消防協会からも発表されています。

地域コミュニティが希薄となってきた昨今、地域に密着した存在である消防団は、地域コミュニティをつなぎ続けていくためにもなくてはならない団体となっています。「やらなければならない」から「やりたい」への意識変革が必要です。

八街市における持続可能な防災組織について、特に消防団の現状と今後の在り方等を中心に質問させていただきます。

まず、持続可能な防災組織、消防団について。

消防法第1条によると、消防団は普段それぞれの仕事につきながら、災害発生時には被害を最小限に食い止めるために迅速に出動し、その本分は国民の生命、身体及び財産を守ることとされています。日々、市民のために昼夜を問わず活動いただいていることに敬意と感謝を申し上げます。

まずは、八街市消防団の現状と課題について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

令和4年4月1日現在における消防団員数は、条例定数480名に対して実員342名となっており、令和3年4月1日現在と比較いたしますと13名の減となっております。

少子高齢化の進行や、会社員などの勤め人の増加といった、就業形態が変化している現状におきまして、地域防災力の担い手をいかに確保していくか、喫緊の課題と考えております。

○小澤孝延君

八街市の各分団ごと、または中学校区ごとにおける課題の違いというのはあるのか、お伺いいたします。

○総務部長（片岡和久君）

以前は、市中心部の分団については自営業の割合が高く、消防団員の数が多い状況でした。それ以外の地域については消防団員の確保が難しく、消防団員も減少している状況でしたが、現在は市内の全ての地域において、団員の確保が難しい状況となっております。

○小澤孝延君

先ほどの午前中の質問でもありましたが、まず現状を把握するということが非常に重要であるということを、私としても認識しておりますが、分団や市民等から意見や提案を聞く場であるとか仕組みがあるのか。また、その意見や提案等が反映された取組等があれば、ご紹介ください。

○総務部長（片岡和久君）

各分団の意見につきましては、分団長会議の席で各分団長より意見が出されているところでございます。その際に、より実践的な訓練を実施してもらいたいという意見がございましたので、新たに火災等出動時の安全確保のための緊急操法訓練を実施したところでございます。

○小澤孝延君

すみません、これも午前中の質問の中にありましたが、検討委員会が立ち上がって始まるということで、専門家ですとか各分団長を含めた検討委員会を立ち上げるということでしたが、始める時期等がちょっと明確になっていなかったのでもし決まっていれば、検討委員会が始まる時期について、お知らせください。

○総務部長（片岡和久君）

今現在、組織の構成などの検討段階でございます。秋、9月頃を目途に組織の形態を決定し、委員会等の開催をしていきたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。ぜひ9月開催に向けて、準備を進めていただければと思います。

ちなみに、八街市に限らず、佐倉市八街市酒々井町消防組合管内でもある、佐倉市ですとか酒々井町の消防団における分団の状況というのを把握していれば、お願いいたします。

○総務部長（片岡和久君）

構成市町の状況につきまして、令和3年度と令和2年度を比較しますと、佐倉市につきましては増減はございません。酒々井町は2名の減となっております。しかしながら、いずれの市町においても定員割れをしている状況でございます。団員確保には苦慮していると伺っております。

○小澤孝延君

続いて、②、団員の減少や新型コロナウイルス感染症のまん延は、日常的な点検や火災出動をはじめ、消防団活動を推進していく上でも大きな影響があると推察されますが、現状はどうだったのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

令和2年度及び令和3年度に予定されていた主要行事が中止または規模縮小による実施となりました。本年度におきましても、感染症対策を徹底した中で、規模縮小による実施を強いられております。分団長会議の中止や、消防本部及び分団長の意見交換の場も開催することが困難であり、各分団間のつながりが希薄にならざるを得ない状況となっていることも事実でございます。

また、各分団単位の機械器具点検につきましても、必要最小限の人員での実施など、感染症対策を講じた方法により実施していただいているところでございます。

○小澤孝延君

私も分団長の経験をさせていただきましたが、火災現場における連結ですとか中継での送水等の連携については、分団長会議等を通じて得たつながりが非常に大きかったと実感しています。今後、新たにつながりの機会を検討する必要もありそうなことを感じています。

続いて、先ほども出ていましたが、市等が主催する出初め式や操法大会等で各分団が担う交通誘導ですとか会場設営と言われる使役を外部に委託して、各分団の負担を減らすというこ

とは考えられないのか、お伺いいたします。

○総務部長（片岡和久君）

出初め式や操法大会等の行事に際しまして、準備等を担う使役については、現在は複数の分団から団員を出していただきまして、各分団の負担軽減を図っているところでございます。

しかしながら、団員減少という状況もございますので、団員の負担軽減ということを考えますと、外部委託についても検討しなければならないと考えております。

○小澤孝延君

ぜひ前向きにご検討いただければと思います。

先ほど答弁の中にもありましたが、5月16日月曜日に、緊急走行訓練が実施されたと伺っております。このような実践重視の訓練はどんどん開催してほしいと、分団からの声も聞いています。

今後の訓練の計画等があれば、お知らせください。

○総務部長（片岡和久君）

実践重視の訓練をとの声により、令和3年度から緊急走行訓練を実施しております。

今年度は操法演技ではなく、火災発生時の実際の消火までの手順についての訓練を実施する予定となっております。

○小澤孝延君

続いて、③に行きます。団員の確保についてですけれども、各消防団、特に団員個人の人脈に依存しているように感じています。市全体として、消防団活動の理解促進に向けたPRや団員確保への対策、対応について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

消防団員数が減少している危機的な状況から、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施策に掲げる消防団協力事業所表示制度、機能別団員制度、消防団加入促進に係るポスターやチラシの掲出のほか、市の独自施策でございます八街市消防団員中型自動車及び準中型自動車運転免許取得費補助金の制度を創設し、消防団員の減少に歯止めをかける取組を行っております。また、本年4月1日からは年額報酬の引上げと出動報酬の見直しを行ったところでございます。

今後におきましては、団員確保に向けた対策などを協議する検討会を今年度中に立ち上げる予定であり、地域防災力の維持に引き続き努めてまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

様々な取組をなさっているということですが、消防団協力事業所表示制度をはじめとして、まだまだ必要な情報が必要な人や部署に届いていないということも感じておりますので、改めて情報発信ですとか周知、PRについては充実していただければと思います。

続いて、④平成28年度より導入した機能別消防団員、八街市消防団条例及び八街市消防団規則に要件や人数等の定めがありますが、現状について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

令和4年4月1日現在における機能別消防団員は35名となっており、令和3年4月1日現在と比較いたしますと6名の増となっております。このことから、多くの分団において、消防団OBの再入団や自治会役員の入団などによりまして分団運営を維持している状況であると認識しております。

○小澤孝延君

各分団の団員の減少の現状から、火災出動をはじめ、機能別消防団員はなくてはならない機能となっております。現役を退団後、機能別団員ならという声も多く聞かれます。

今後、機能別消防団員の拡充は検討されているのか、お伺いいたします。

○総務部長（片岡和久君）

現在、消防団員の確保が難しい状況でございますが、機能別団員の必要性は認識しております。しかし、基本団員の確保も重要であると考えておりますので、地域防災力の維持を図るためにも、消防団全体の組織体制について検討したいと考えております。

○小澤孝延君

皆さんのお手元に、本日、資料を配付させていただきましたが、静岡県裾野市東分団というところでは、2021年度に団員が地域の小学生にスポーツを指導する活動、消防団クラブというのを立ち上げて、団員減少や子たちの居場所づくり、地域とのつながりを強めることで将来の担い手確保につなげる取組として、とても参考になるので、ご紹介いたしました。

当市においても、人材を育てる観点からの団員確保への取組ができないか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

スポーツなどを通じて地域とのつながりの場を設けることは、未来の担い手を確保する手段として有効であると考えております。このような他市消防団が分団独自で実施しております団員確保の取組につきましては、分団長会議などの機会を通じまして、積極的に情報提供してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ぜひこういった動きが出た際には、八街市としても全面的に応援していただければと思います。裾野市における取組の成果が確認できるのは、小学生が対象ですから、数年後となりますけれども、地域における日常的な斜めの関係づくりの実践というのが次代の担い手に必ずつながっていくと感じています。今を担っていただく団員確保も重要であります。人材を育成する観点からの取組はさらに重要であると思いますので、ぜひよろしくお伺いいたします。

続いて、防火や防災思想の普及を目的に結成される少年・幼年消防クラブなどの発足、子どもを対象とした消防や防災イベント等の開催の考えはあるのか、お伺いいたします。

○総務部長（片岡和久君）

少年・幼年消防クラブにつきましては将来的な団員確保につながると考えておりますので、既に発足している自治体の事例を参考に、導入するかどうか、今後検討してまいりたいと思います。

また、2月に開催予定の八街市総合防災訓練につきましては、小・中学生の参加を予定しておりまして、防災アクションになるものと考えております。

○小澤孝延君

ぜひ小さな頃から消防団、消防や防災に触れる機会を多く持っていただいて、子どもたちが憧れる存在になっていただかないことには、将来の消防団員の確保というのは非常に難しいと思いますので、ぜひそのような機会はどんどん企画していただければと思います。

続いて、⑥ですが、団員の定数割れや一部地域での高齢化等、八街市消防団の現状を鑑み、火災出動や大規模災害等の特定の活動のみに参加する機能別分団、千葉県では君津市、木更津市、いすみ市、芝山町、栄町の5市町が導入していますが、機能別分団への移行の考えについて、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

④で答弁したとおり、平成28年より機能別団員制度を導入しておりまして、現在35名が機能別団員として活動しております。

現在のところ、既存分団を機能別分団へ移行する考えはございませんが、今後は、消防団を持続可能な防災組織とするためには分団の再編についても検討する必要性はあると思われ、その際には機能別分団についても検討してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

続きまして、⑦の質問に行きます。小谷流区に、民間企業により共同住宅として地上12階建ての高層建築物が建設される計画があるというお話をお伺いいたしました。地元消防団をはじめ、地域との防災や災害時の対応や連携について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

3階建て以上の中高層建物より発災した場合、出動指令の配信メールに「中高層」との表示がされるようになっておりますが、消防団は建物の規模などを問わず、出動区分表に従い対応いただいているところでございます。しかしながら、消防団は常備消防が装備している酸素マスクなどは配備しておらず、また専門知識を有しておりませんので、中高層建物より発災した場合は、常備消防の後方支援を中心とした活動に従事する考えでございます。

○小澤孝延君

小谷流区に新たに高層建築物が建設されるということですので、災害時、火災時を含めた対応等については、地元消防団、地域の方と綿密な連携を図れるように準備していただければと思います。

また、小谷流区の民間企業の八街未来都市構想として、広大な敷地に複数施設がこれからも建設される計画であると聞いております。それぞれの生活用水もそうなんですけど、火災時の水利は地下水を利用するということですけども、取水制限ですとか地盤沈下等の影響は大丈夫なのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（相川幸法君）

お答えいたします。

地下水の採取につきましては、地盤沈下を防止するために千葉県環境保全条例によりまして規制されておりました、吹出口の断面積が6平方センチメートル以上の揚水機を設置する場合には許可となります。また、1日当たりの揚水量について上限を定めていたり、ほかにも様々な条件を付して許可となっております。当該地区における地下水採取の申請につきましても、同様の条件を付しての許可となっております。

今後におきましても、千葉県環境保全条例に基づいた対応をするとともに、千葉県と連携いたしまして、地盤沈下の影響などにつきましては今後監視してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

井戸ですから、防火水利が枯渇するということが危惧されますけれども、小谷流区に現在住まわれている住民の生活用水等についても地下水を利用していますので、今、部長の答弁もありましたが、これらを含めて、注意深く状況を見ていただければと思います。

また、大規模な生活施設からの生活排水等により、水田を含め、土地改良区等への影響というのではないのか、お伺いいたします。

○建設部長（市川明男君）

生活排水につきましては、予定建築物における計画人数分の汚水が処理できる能力を持つ合併処理浄化槽を設置していただき、浄化処理後、水路等へポンプで流量を調整して放流していただくことになっております。また、雨水につきましても開発区域内の土地利用に応じた貯留容量を算定しまして、開発区域内に調整池を設け、下流域への雨水被害が生じないように雨水の量を調整し、水路等へ放出しております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。様々な開発に関わる法令、建築法だとか消防法だとか、様々な法制度に沿って開発許可、建物が建っていくわけではありますけれども、それぞれの法律では問題がないと判断されたとしても、それが合わさることによって地域へ影響が出てしまっただけでは本末転倒かなと思いますので、ぜひその辺りについては担当を横断的に、この地域への観察といたしますか、注意深く見ていただければと思います。

市内には4階以上、先ほど3階以上とありましたが、高層建築物が複数ありますが、それらの地区での消防団等との連携の状況というのはどうなっているのか、お伺いいたします。

○総務部長（片岡和久君）

先ほど市長が答弁いたしましたが、高層建築物の火災の際には消防団は後方支援活動を行うこととなりますので、消防署と連携を取り、消火活動を実施しているところでございます。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

続いて、⑧、八街市は南北16キロメートル、東西7.7キロメートルと、縦長の地形で、中心市街地に八街消防署、南部に南部出張所の体制であります。消防団においても、南部、北部の出動体制となっており、出動範囲は広域となっています。

市全体の災害や救急出動等のバランスを考慮すると、住野地区ですとか文違地区に北部出張所の新設が必要と考えますが、いかがか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

総務省消防庁が定める消防力の整備指針に基づきまして、本市の消防署所につきましては算定数どおり適正に配置されております。

また、現在、千葉県主導の下、印旛地域の消防広域化につきましても協議が進められているところでございます。今後、この協議の中で広域的な消防力の強化についても検討されると思われましますので、その動向にも注視してまいりたいと考えております。

また改めまして、八街市の消防団員の皆様におかれましては、本業を持ちながら、日頃、昼夜を問わず八街市民の安心安全のためにご努力していただいております。改めまして感謝の意を表するところでございます。

○小澤孝延君

最後の再質問になりますが、八街消防署というのは八街町の時代の防災拠点整備でありましたが、市政施行30年を迎え、建物も敷地も手狭になっています。八街市の防災の拠点でもある八街消防署の八街バイパス沿い等に拡充を含めた移転等については検討されているのか、お伺いいたします。

○総務部長（片岡和久君）

現在の八街消防署の敷地につきましては、多少手狭ということは感じますが、平成24年に増改築を行ったところでございまして、現在のところ、移転等の計画はないということで聞いております。

○小澤孝延君

ありがとうございました。

今回は、持続可能な防災組織として、消防団を中心とした課題の整理を行いました。表面化している地域課題の根本的な原因は、ほかにも通じるものがあると感じています。市民の安全安心を最優先にした地域社会を共創し、継続して発展していくには、地域をつなげ続ける仕組みである区や自治会、民生委員や消防団等をはじめ、誰かがやらなければならない地域内の役割が数多く存在しています。

しかし、義務感だけでは持続可能な仕組みにはなり得ません。非常時の備えは日常にしかできません。地震、台風や集中豪雨等の自然災害や火災だけでなく、新型コロナウイルス感染症のような感染症等も含めた備えが必要であることは、次代に伝えていかなければなりません。

ん。少子化、超高齢化、ウィズコロナという激動の時代だからこそ、守るべきものを守りながら、組織や仕組みを柔軟に変化させていくことの重要性、そして何より、災害時等をはじめ、共助の要である消防団を、子たちが憧れる組織とするためにも、イベントや行事等の折に触れ、消防団への理解促進と団員確保につながる発信とともに、新たな取組を積極的に企画、実践していくよう、要望いたします。

最後に、繰り返しとなりますが、「やらなければならない」から「やりたい」へ、そういった取組につなげていただきたい。よろしくお願いいたします。

以上で、やちまた21、小澤孝延の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で、やちまた21、小澤孝延議員の個人質問を終了します。

次に、やちまた21、加藤弘議員の個人質問を許します。

○加藤 弘君

やちまた21の加藤弘でございます。

今月の市の広報で人口が300人増えたという記事を見て、大変喜びがありました。成田空港に隣接するまちとしての影響かなと考えましたが、職員の皆さんの日々の努力が実を結び、この数字が表れた結果として、喜びを改めて感じました。

それでは、質問に入らせていただきます。

質問の（1）不妊治療について、伺います。

不妊に悩み、高額な医療費を負担して、長期にわたり病院通いを続けてこられた方には、政府が本年4月、不妊治療を保険適用としたことは大変喜ばしいことであると考えます。そこで、質問要旨の第1、保険適用について、質問要旨の第2、助成の対象範囲は関連するかどうかと思いますので、3つに分けましたが、①と②をできましたら一緒に答弁していただければと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

①と②については関連がありますので、一括して答弁いたします。

不妊治療の保険適用については、これまでは男性不妊、女性不妊等の原因疾患への治療に限られておりましたが、令和4年4月からは人工授精などの一般不妊治療や、体外受精、顕微授精などの生殖補助医療にも拡大されております。この保険適用には、今まで千葉県特定不妊治療助成事業の助成対象となっていた治療の生殖補助医療も含まれることから、助成事業が終了することとなりました。

また、保険適用の要件としては、法律婚または事実婚であること、治療期間の初日における女性の年齢が43歳未満であることなどがあり、年齢により治療回数の制限もあります。なお、これらの要件については、廃止される助成事業と概ね同様の内容となっております。

○加藤 弘君

質問要旨の第3、年度をまたぐ助成について、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

保険適用の円滑な移行に向けまして、移行期間の治療計画に支障が生じないように、年度をまたぐ1回の治療について、経過措置が設けられております。

令和4年3月31日までに治療が終了した方については従来の助成制度となり、申請期限は令和4年5月31日までとなっております。令和4年3月31日以前に治療を開始し、令和4年4月1日以降に治療が終了する方については保険適用に向けた経過措置が適応され、通算助成回数の範囲内の1回の治療が助成の対象となり、申請期限は令和5年3月31日までとなります。

○加藤 弘君

それでは、質問の第2、シルバー人材センターについて、伺います。

シルバー人材センターは高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織ですが、地域的な関係から、事務的な仕事が当市には少なく、またここ数年の新型コロナウイルス感染症等の多大な影響からの仕事の受注数の減少や、高齢者の定年延長等の影響から登録会員数の減少など、運営に大変苦慮されていると伺います。

そこで、質問要旨の第1、委託業務の状況について、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

シルバー人材センターは、定年等により現役を引退した高齢者のライフスタイルに合わせた、臨時的、短期的、またはその他の簡易な業務を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとする様々な活動を通じまして、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、活力ある地域づくりに貢献する組織であります。本市のシルバー人材センターは平成8年に創設されまして、地域の家庭や企業、公共団体などから請負または委託契約により、登録した会員に仕事を発注しております。

委託業務の受注件数につきましては、委託、請負、派遣の件数の合計になりますが、令和元年度が1千336件、令和2年度が1千146件、令和3年度が1千44件と、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響による委託元である公共施設の休館や、会員がコロナ禍で活動を控えたい等の理由から、契約件数が減少したものと伺っております。

○加藤 弘君

次に、質問要旨の第2、今後の支援について、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく公益法人でありまして、自主・自立、共働・共助の基本理念により、会員の総意と主体的な参画により運営されております。非営利団体でありますシルバー人材センターにおきましては、収益は会員に配分されることから、事務局の運営等に係る費用につきましては、市といたしまして補助金

の交付による支援を行っているところでございます。

このような状況の中、令和5年10月1日からの導入が予定されております、インボイス制度による消費税相当額の納税に係る負担増、民間企業等における雇用年齢の引上げに伴う入会者数の減少など、センターを取り巻く環境は今後も厳しい状況が続いていくものと想像されます。

市といたしましては、引き続き補助金の交付による支援を行ってまいります、センターにおきましても新規事業の開拓や会員の増員等、自助努力により運営強化に努めていただくよう、お願いしていきたくと考えております。

○加藤 弘君

シルバー人材センターは、財源等の関係もありまして、正職員が大変少なくなっています。他の方はアルバイトで補っていると伺っております。先日もセンターに直接お話を伺いましたが、先ほどの答弁のような状況を伺いました。私を感じたところでは、正職員が少ないことから、情報源はペーパーやネットによる情報が大きくなっていると伺いました。生きた情報が大変少なくなっているんじゃないかと感じました。

そこで、行政の皆さんの人的交流や、行政の皆さんの持つ、市民からの生の声の提供が求められるのではないかと考えます。日々を元気で健康に活動するシニア世代のため、今まで以上に行政との交流や情報提供等の支援をしていただけないかと考えますが、いかがか、伺います。

○経済環境部長（相川幸法君）

お答えいたします。

まず、シルバー人材センターとの交流、関わりで申し上げますと、現在、私はシルバー人材センターの理事を務めさせていただいております。そのようなことがありまして、先日もセンターの会長や事務局長にお会いいたしまして、お話しする機会がございました。その際に、コロナの影響で契約件数が減少していることや、会員の減少など、最近の状況について、お聞きしたところでございます。

契約件数が減少しているというお話がありましたので、市といたしましても、市の業務でシルバー人材センターに依頼できる業務についてはセンターを利用するよう、各課に今後、改めて求めていきたいと思っております。今後におきましても、意見交換する機会が度々あると思いますので、その中で情報交換しながら、引き続きシルバー人材センターの活動につきましては支援してまいります。

○加藤 弘君

それでは、質問の第3、教育問題について、伺います。

教育問題は幅広く、運動や健康、勉学など、中長期構想を必要とし、多岐にわたります。今議会では教育問題を3点にわたって伺います。

教育問題の第1は、計画しながら、第1回目は大雨で、第2回目は新型コロナウイルス感染症の影響ということで実現できませんでした。今回の小出義雄杯八街落花生マラソンについ

て、伺います。

質問要旨の第1は、準備状況について、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

第2回小出義雄杯八街落花生マラソン大会につきましては、実行委員会において、本年10月23日、日曜日に開催することが決定し、ランナー、ボランティア、協賛企業の募集についても既に開始しているところです。

準備の状況につきましては、警察と道路警備について協議を進めており、関係機関との協議、調整も順次進めてまいります。

○加藤 弘君

企業の協賛はいつ頃から始めるのか、各コースのランナーやボランティアの状況などはどうなっているのか、その辺をお伺いします。

○教育部長（土屋武志君）

企業などの協賛につきましては、4月1日から受付を開始したところでございます。

また、ランナーの募集につきましては5月1日から開始しております。6月7日現在の応募状況につきましては、ファミリー部門が定員80人に対し70人、1.5キロメートルの部が定員120人に対し67人、10キロメートルの部が定員1千人に対し776人の申込みをいただいているところでございます。

ボランティアにつきましては、340人程度の協力を得たいと考えておりまして、関係団体に取りまとめていただいております。必要な人数の確保に向けて努力しているところでございます。なお、実行委員も含め、多くの方にボランティアについてお声かけをいただきながら、ボランティアの確保に努めてまいりたい、そのように思っております。

○加藤 弘君

質問要旨の第2、地域社会へのアピールについて、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

第2回小出義雄杯八街落花生マラソン大会の地域社会へのアピールといたしましては、ポスター及びチラシを作成し、千葉県をはじめとする関東圏内の各自治体及び市内の公共施設並びに関係機関に配布して、掲示依頼を行っております。さらに、各報道機関に対しても、本年度の開催内容について、周知を行っております。

また、ランナーの募集につきましては、市の広報紙及びホームページはもとより、第1回大会において参加者の約9割が応募されておりました、民間企業が運営するエントリーサイトに掲載を行っておりますので、ランナーの方々には幅広く大会の開催をPRできると考えております。

○加藤 弘君

先日、たまたまオリンピックのことで知り合った報道機関の方が立ち寄りまして、1つの行

事に関して、これほど多くの報道機関が取り上げることはまれだと伺いました。それだけ、コロナの後で社会が沈滞していると。1回目、2回目ができなかったのに、なおやろうとしている意気込みを感じて、報道機関の皆さんが取り上げているんじゃないかと。けれども、まちを車で走ってみたら、その姿が見えないという声もいただきました。

先般も担当課の方に連絡しまして、ポスターをあちこち、見えるところに貼ってくれ、せっかくやるんだから早くからアピールしてほしいと。亡き小出監督が言われた言葉の中に、まちおこしのためにやりますという言葉もございました。そういう言葉をもう少し、担当課だけじゃなくて、庁舎を挙げて、関連するところがそれぞれ応援してあげる、教育委員会だけじゃなくて、関連することが自分たちにあると感じたところは、もっと応援してあげなきゃいけないんじゃないかという思いでございます。

私も正直に言いますと、オリンピック選手のときには、何人かで、車に磁石でステッカーを貼って、走ったこともあります。そういうことから、実行委員長には、その話も提案させていただきました。今現在、私たちもそれを貼らせていただいております。何人かの方にもお願いして、私たちができる範囲で、少しでもまちを盛り上げるという意味で、やっぱり応援しなきゃいけないという思いがございます。

そういう意味で、もっともっとできることがあるんじゃないかと思います。例えばポスターを1枚配るにしても、ただ渡すんじゃないくて、見える位置に貼ってくれという言葉添えて、もっとアピールして、強く訴えていただきたいという思いでございます。

その辺で、これからどのようにお考えなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○教育部長（土屋武志君）

議員ご指摘のとおり、6月1日の朝日新聞、千葉版にも大きく載せていただきまして、やはり社会の期待、また市民の期待があるということは重々承知しているところでございます。

その上で、ご指摘のとおり、アピールについては市を挙げてということで、教育委員会からもお願いしているところでございますので、ポスター、横断幕をしっかりと教育委員会として作成し、まずは大会実行委員会から関係団体を通して掲示依頼を行っております。コース上の店舗等につきましても、これからご協力をお願いに行くにあたりまして、横断幕であるとか、あるいはポスターの掲示について、同時にお願いしていくつもりでございます。また、バナーフラッグを駅北口に掲げることは実行委員会でも決定しておりますので、準備を進めているところでございます。公共施設につきましては、中央公民館へ横断幕を掲示したところですが、そのほかの施設についても検討し、今後、掲示できるようにしたいと考えております。

○副市長（大木俊行君）

ただいま加藤議員の方からございましたとおり、八街市の職員一丸となりまして応援できる体制を作っていきたいというふうに考えております。

○加藤 弘君

質問要旨の第3、経済効果について、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

マラソン大会当日は、八街駅北口広場において毎月開催しております八街駅北口市の日程を変更して開催していただくほか、八街商工会議所落花生部会による落花生の販売と、千葉みらい農業協同組合によるキャロットジュースの販売をしていただく予定となっております。ランナーはもとより、観覧者の方々にも、本市の特産品の購入や飲食ができるよう、準備を進めているところです。

また、ランナーの皆様には参加賞として、落花生と、八街生姜ジンジャーエール企業組合の協力によりジンジャーエールを無償配付することとなっております、大会を通じて本市の特産品をPRすることにより、一定の経済効果があるものと考えております。

○加藤 弘君

今の答弁の中に北口市とありましたけど、何軒ぐらい出るんですか。今の軒数ですか。

○教育部長（土屋武志君）

経済環境部に、やちまた未来と調整していただきながら、今現在は8店舗を予定しております。

○加藤 弘君

それでは、普段の北口市の軒数と変わらないんじゃないかと思うんですけど、もっともっと幅広く声をかけていただいて、八街の地場産品を加工している方もいらっしゃるし、そういう方たちにいろんな方面から声をかけていただければ、もっと件数が増えるんじゃないかと思います。

また、市役所交差点から北口までの間の歩道の両側、許可を取っていただければ、歩道を店舗として使えると思うんです。この辺も利用していただいて、持ち帰りができるようなキッチンカーなども検討するなり、もっと幅広く、せっかくやるのであれば、マラソンを1つのきっかけとして、みんなが楽しく応援に集まれるような環境づくりが必要です。そこまで踏み込んでいただきたい、初めてやることですから。報道各社もこれだけ注目しているわけですから。めったにこういう機会はありませぬので、その辺をもっと充実していただいて、強くアピールする体制を築いていただきたいと思いますが、副市長いかがですか、その辺は。

○副市長（大木俊行君）

ただいまご提言いただいた内容につきましては十分検討させていただいて、大会が盛大に開催できるようにしたいと思います。

○加藤 弘君

今、八街市民の有志の方が、市長と一緒に県庁に伺ったと思うんですけど、ストリートピアノを車に積んで活動しております。こういうものと一緒に活動していただいたらどうかなと思います。例えば北口市をやっていたら、反対側の公園、噴水のある公園の方でやってもらうとか。

市長が県知事のところへ一緒に行ったときの報道がきっかけで、成田市や長柄町、浦安市、千葉市、印西市などからも招待の声がかかっております。よそのまちから声がかかっている、

こっちから売り込むんじゃないなくて、そちらから声がかかってくる状況でございます。市内でも千葉黎明高校の学園祭や、すずらん通りでのお弁当の販売のとき、「なっつらぼ」等で活動しております。そういうものをもっともっと幅広く取り入れて、せっかくやるんですから、活気のあるマラソン大会にしていきたいと思うんですけども、その辺の考えは、市長いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

今、加藤議員がおっしゃいましたストリートピアノでございますけれども、先般、県庁の真ん前で熊谷知事に丁寧なご挨拶、歓迎のご挨拶をいただきました。県庁で、これほど大きな喜びをもって歓迎され、子どもたちが演奏したストリートピアノはなかったんじゃないかと、いまだに思っております。今、加藤議員の提案されたことにつきましては、担当の方ともしっかり検討して、実行できるように努力してまいりたいと思っております。

○教育部長（土屋武志君）

今、市長から答弁していただいたとおりでございますけれども、しっかり実行委員会と協議しながら、またストリートピアノにつきましては法人を作っていらっしゃるということは分かっておりますので、しっかりとお願いするところはお願いしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木広美君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

(休憩 午後 2時07分)

(再開 午後 2時16分)

○議長（鈴木広美君）

それでは再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

土屋教育部長より発言を求められておりますので、これを許します。

○教育部長（土屋武志君）

先ほど加藤議員の質問の中で、ランナーの募集について、5月1日からと申し上げましたが、5月10日から開始しておりますので、訂正いたします。

○加藤 弘君

教育問題の第2、教育センターについて、伺います。

質問要旨の第1は、教育センターの今後の課題と目標について、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

教育センターは独立して約2年が経過し、教職員の研修の中核的な役割を担っております。市内全ての児童・生徒へのパソコン等の整備、オンラインによる授業動画配信、学校から家庭への遠隔授業など、学校現場への調査を基に、コロナ禍における学びを止めないための支援を実施してまいりました。また、教育センターが窓口となり、学習指導要領に示された主

体的・対話的で深い学びやGIGAスクール構想の実現に向けて、各学校に対して学習環境の整備、教師の指導力向上の支援等を進めております。

八街市における学校教育の目標である、「生きる力の育成」「豊かな心をもち、夢を抱き、たくましく生きる幼児・児童・生徒の育成を図る」の実現に向け、確かな学力を育むことを令和4年度教育センターの指針の根幹として、協働的な学習、ICT機器を活用した個別最適化された学習等を推進してまいります。その上で、課題となっている児童・生徒の学力の向上を目指してまいります。引き続き、近い将来の八街市を支える人材づくりに邁進してまいります。

○加藤 弘君

教育センターの指針の根幹として、協働的な学習、ICT機器を活用し個別最適化された学習と答弁されたと思いますが、具体的にはどのような学習か、お伺いします。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。

協働的な学習ですが、児童・生徒たちが多様化、多角的な考えを持ち、それを共有して、お互いの理解を広げたり深めたりする学習の形態のことを指します。

個別最適化された学習は、児童・生徒個人の学習スピードの違い、また興味関心の違い、そういうものを、ICT教育機器を使用しながら、個人に最も適した学習方法を見つける学習スタイルでございます。

協働的な学習、個別最適化された学習の両方にとりまして、GIGAスクールで入れていただきましたパソコンが学習の中心になりまして、児童・生徒たちはコンピュータの活用を通して、非常にこの辺の学習が進んでおり、今後はかなり期待されるところでございます。

○加藤 弘君

質問要旨の第2、教育センターの市中心地域への可能性について、お伺いします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

教育センターは、現在、交進小学校内の2教室を事務室と研修室とに分けて利用し、恵まれた環境の中で事業展開しております。しかしながら、学校教育課や関係各課と連携を図るといふ面からは、移動距離や移動時間の課題があり、市役所内に事務室機能を設置することも選択肢の1つであると考えております。

これらを踏まえ、教育センターの今後の市中心地への可能性につきましては、教育センターの機能充実も含め、関係各課と検討してまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

今も答弁されましたけれども、私は教育センターの場所につきましては、まだまだ検討の余地があるのではないかと、同じように思っております。ただ、空いている場所ということで、今回は交進小学校の方になったかと思っておりますけれども、これから先の八街市を担う子どもの教育問題の全てにおいては別格に検討すべきだと思っております。学校教育課、教育センター、社

会教育課は連携することが多いことから、私の勝手な考えですが、同じ場所にあるべきではないかと考えます。ぜひ次年度に向け、検討を重ねていただきたい。

また、現在の交進小学校は、位置的には大変静かで環境がいい場所ではないかと思っておりますので、万が一、移動できたら、教職員の研修センターとして活用されることも含めて検討していただきたいと思っております。

その辺は、市長どうでしょうか。

○教育部長（土屋武志君）

それでは、私の方から答弁させていただきます。

現在、教育センターは交進小学校の旧校舎を使用させていただき、先ほど教育長が申したとおりの機能として活用させていただいております。また、社会教育課につきましては、第2庁舎の解体に伴い、暫定的に中央公民館に事務室を移動しております。

ご指摘のとおり、次代を担う子どもたちの育成には、学校、家庭、地域社会がそれぞれ適切な役割分担を果たしつつ、相互に連携して行われることが重要であると考えております。このことから、学校教育課、教育センター、社会教育課が常に連携しながら事業を進める必要があるとともに、子育て支援課や社会福祉協議会との連携を強化することで、八街市の子どもの育成が推進できると考えております。教育委員会といたしましては、議員ご指摘のとおり、学校教育課、教育センター、社会教育課は同じ場所にあることが望ましいと考えております。現在の教育センターでは、交進小学校の建物を教員の研修センター機能として非常に有効に活用させていただいておりますので、その機能は残すとともに、教育センターの事務局機能と社会教育課につきましては、学校教育課と連携しやすい場所に設置できないか、関係各課と十分協議してまいりたい、そのように考えております。

○加藤 弘君

できましたら早い時期に協議してもらって、結論を出していただきたいなという思いでございます。

それでは、教育問題の第3、ハラスメントについて、伺います。

先日の新聞報道等によりますと、県内の公立小・中・高等学校、特別支援学校の児童・生徒を対象に、2021年度に実施したハラスメント実態調査で、教師らからセクハラを受けたと感じた児童・生徒は381人だったと報道されました。不必要な体に触れられ不快だった、容姿などの身体的特徴を問題にされ不快だった、性的な話や冗談などを言われ不快だった、男子だから髪を短くしろ、授業中に先生がクラス全体に将来の結婚の意思を尋ねた等の言葉に不快感や違和感を覚えたと伝えられました。

私もよく使う言葉の中で、男だから、女だからという言葉が発しておりましたが、この言葉もセクハラの一部だと伺いました。

そこで、質問要旨の第1は、ハラスメントに対する意識について、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

児童・生徒へのハラスメント行為は児童・生徒の人権を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい深刻な影響を与えるものであり、決して許されることではありません。

教育委員会としましては、千葉県教育委員会作成のリーフレットを活用した職員参加型の校内研修会を年間計画に位置付けるよう各学校に指示し、不祥事が起きない職場環境づくりを推進しております。

また、教職員の意識を高めるため、全職員を対象とした市独自の研修会を、年度初め及び各学期末に実施しております。具体的には、どのような言動がハラスメント行為にあたるかといったセルフチェックを行うとともに、校内での相談体制の確認をしております。

今後も、ハラスメント行為の根絶に向けて、教育委員会と学校が一丸となって取り組み、教職員の自覚を促し、安心安全な学校づくりを推進してまいります。

○加藤 弘君

質問要旨の第2、小・中学校におけるハラスメントの実態について、お伺いします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

千葉県教育委員会が実施した、令和3年度セクシュアルハラスメントに関する実態調査によると、主な内容として、「不必要に体を触られ不快だった」が上位の回答となりますが、セクハラと感じて不快であったと回答した児童・生徒の人数は、昨年度と比較して減少傾向にあります。本市においては、各学校からハラスメントにあたる事案はない旨の報告を受け、調査結果を千葉県教育委員会に提出しています。

今後、各学校において訴えが上がった場合には、管理職等が当該児童・生徒に確認、聞き取りを行い、その都度、速やかに、寄り添った丁寧な対応を行ってまいります。

○加藤 弘君

質問要旨の第3、ハラスメントに対する今後の対応・対策について、お伺いします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

ハラスメントの対策としては、各学校において、年1回の千葉県教育委員会による調査に加え、北総教育事務所による年4回の調査からなる、年間5回の調査を児童・生徒に対して行い、ハラスメントに関する実態を把握し、効果的な防止策を講じております。

本市においては、教育相談ダイヤルや、カウンセラーを雇用・配置するとともに、校内では複数の教職員をセクハラ相談員に位置付け、学校だより等を通じて窓口の紹介を行っております。

また、千葉県教育委員会のホームページ上には相談窓口が開設され、相談を受けているところであり、こちらも併せて児童・生徒及び保護者に周知しております。

児童・生徒からの訴えがあった際には、管理職、養護教諭、セクハラ担当の教職員による聞き取りを即座に行い、被害に遭った児童・生徒のケアができるよう、校内体制が組み立てられています。未然防止策として、各学校において職員参加型の校内研修会を実施し、ハラスメント

に対する各職員の認識を共通理解するとともに、児童・生徒からの相談を一人で抱え込むことなく教職員集団で情報を共有し、チームで対応することを確認しております。

教育委員会といたしましては、市内の教職員に対し、教育公務員としての自覚を十分に持たせ、市民の信頼を失うことのないよう、引き続き綱紀の粛清の徹底を図るとともに、児童・生徒が相談しやすい環境づくりに向けて、指導の徹底を図ってまいります。

○加藤 弘君

以上で私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で、やちまた21、加藤弘議員の個人質問を終了します。

次に、やちまた21、林政男議員の個人質問を許します。

○林 政男君

やちまた21の林政男でございます。

今回は3点にわたって質問することにいたしました。

お手元に、議長の許可を得まして、参考資料をお配りさせていただきました。令和4年3月31日現在の八街市の男女別人口、それから各行政区の人口、そして65歳以上の割合が入った人口動態、もう1枚が千葉東金道路、山田インターチェンジ付近についての3枚を配付させていただきました。

まず最初に、公共交通問題についてでございますけれども、誠和会の小川喜敬議員が公共交通で質問されて、大変、市当局も積極的に答弁されたように私は感じております。

ちなみに、今お配りした男女別人口で65歳以上の方が、概算ですけど、約2万人、八街市にはお住まいでございます。65歳以上の割合の市の平均が32パーセントです。これを超えている区が、二区、三区、六区、七区、西林、夕日丘、四木、滝台、山田台、沖、大東、大谷流、小谷流、根古谷、岡田、用草、上砂、泉台、みどり台、希望ヶ丘、藤の台となっております。この分布図をグラフ化いたしますと、主に南部地域の方に比較的、高齢者が多くお住まいだということが分かります。泉台とか藤の台がこんなに高いとは、正直言って驚きましたけれども、概して南部地域の方が高いというふうに思います。

質問で、私は高齢者外出支援タクシーというふうに、ここに書いてあるわけでございますけれども、市の担当者にお聞きすると、果たして高齢者外出支援タクシーでいいのか、あるいは乗合タクシーの方がいいのか、その辺を今、市の方でも鋭意ご検討されているというふうに聞いております。1番、2番は関連がありますので、市長の方から答弁をお願いしたいと思っております。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

個人質問10、小川喜敬議員に答弁しましたとおり、本市の公共交通に関する施策は令和3年5月に策定いたしました八街市地域公共交通計画に基づきまして実施しております。本計画では、移動ニーズに応じた外出支援策の見直し・導入を施策として掲げており、具体的に

は高齢者外出支援タクシー制度の見直し、地域の実情に即した公共交通システムの実現可能性の検討を行い、調整ができた時点で実施することとしております。

これを受け、新型コロナウイルス感染症の収束や市財政状況の健全性が維持されていることなどの課題がクリアされ、ふれあいバスの検証等を踏まえた中で、制度の設計や、交通事業者などの関係者との調整、八街市地域公共交通協議会での協議が調い次第、令和5年10月を目途に実証実験を実施することとしております。

本市では、現在、交通事業者から意見聴取を含む協議や、予約システム事業者、近隣自治体から情報をいただき、実証実験に向けた、より具体的な準備作業を開始したところでございます。

今後は、昨年10月に路線を再編した市の公共交通機関である、ふれあいバスの運行状況の検証作業の実施や、今までいただいた市民の皆様からの様々なご意見等を参考に、運行形態の検討を進めるとともに、庁内の関係部署や八街市地域公共交通協議会での協議、運行の許認可を所掌する千葉運輸支局との調整を予定しております。また、そのほかにも、実際に運行业務を担う交通事業者や、運行に必要な予約システムの選定、市民の利用定着に向けた周知、広報活動の実施などが必要であると考えております。

なお、具体的なスケジュールについて申し上げますと、今年度においては、ふれあいバスの運行状況の検証作業を実施するとともに、交通事業者や千葉運輸支局、八街市公共交通協議会といった関係機関との協議、調整を調えた上で、具体的な運行形態を決定し、可能な限り早い段階で周知、広報活動を始められるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

また、令和5年度においては、10月の運行開始に向けた利用登録に関する手続、その利用方法に関する周知、広報活動及び運行业者との詳細な準備作業の実施について、予定しております。

このように、実証実験に係る運行形態については、これからの協議、検討の結果を踏まえた中で決定するため、現在のところはまだ未定であります。本市に見合った持続可能な交通システムとなるよう、引き続き検討を進めてまいります。

なお、先ほど令和5年10月と申し上げましたが、一日でも早く実証実験を始められるよう、準備を進めてまいりたいと思っております。

先ほど林議員の方から、①②を一括してというふうなことでありますので、②についても答弁を申し上げます。

本市が行っている移動に係る主なサービスについて申し上げますと、ふれあいバスと高齢者外出支援タクシーがございます。

ふれあいバスについて申し上げますと、昨年10月に路線及びダイヤの見直しをし、利用者が定着してきていること、また路線及びダイヤの変更には関係機関等との協議や千葉運輸支局からの認可が必要でございまして、変更までに相当の期間を要すること、また高齢者外出支援タクシーにつきましても、事業を継続可能とするために令和2年度から現在の制度の変更していることから、実証実験開始までといった、期間を定めた変更は難しいものと考えて

おります。

本市では現在、新たな公共交通の実証実験の導入に向け、準備作業を進めているところであり、運行形態等を決定し、可能な限り早い段階で市民の皆様方への周知、広報を開始するために努めているところでございます。

市民の皆様におかれましては、引き続き、現在運行しております民間路線バスや、ふれあいバス、免許を持たない高齢者の方であれば高齢者外出支援タクシー制度をご利用いただきますよう、ご理解、ご協力をお願いいたします。

○林 政男君

答弁ありがとうございます。

今、市長がおっしゃったように、近隣市町も、この問題で大変苦勞されているというふうにご認識しております。お隣の富里市では、令和5年10月から「さとバス」を廃止して、タクシー一本にするというふうにお聞きしております。今、市長の方から、いろいろお話があったんですけども、やはりこの年度内にある程度のフレームをやって、千葉運輸支局で許可をもらって、それから周知しなければいけないので、やっぱり10月が一番早いのかなと思いますけれども、今おっしゃられたように、少しでも前倒しできるということであれば、しますという答弁でございました。

いま一度、この問題については市民の関心も非常に高いと思われまますので、市長の方から、積極的なご意見を、意向を表していただきたいと思っております。

○市長（北村新司君）

先ほども答弁して大変恐縮でありますが、令和5年10月と申し上げたところではございますが、一日でも早く実証実験が始められるよう、最大の努力をしてみたいと思っております。

○林 政男君

力強いご発言で安心いたしました。ぜひそうなるように、私どもも市の施策を応援してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、都市マスタープランについて、お伺いいたします。

ここに、都市計画課がまとめた令和4年3月版の八街都市計画マスタープランがございます。これによれば、ここにも書いてございますけど、都市マスタープランによれば、南部地域の市民アンケートの最重要度は、道路・交通体系が挙げられております。

山田インターチェンジ周辺における新たな産業の創出においては、交通ポテンシャルを活かし、企業立地による地元雇用の創出や、職住近接の実現による地域の活性化がうたわれています。

そして、この中にはさらに、地域のキャッチフレーズということで、みどり豊かな自然環境に恵まれ、交流や活気のあるまちということがうたわれております。本地域は、みどり豊かな自然環境に恵まれており、点在して集落地が形成されています。また、民間リゾート施設等も立地しており、市内外からの観光客で賑わいのあるまちが形成されています。このため、

自然豊かで良好な移住環境、居住環境を適切に整備、保全を図りつつ、地域の特色である観光・交流資源の活用や、山田インターチェンジ周辺の交通ポテンシャルを活かした交流や活気のあるまちを目指しますと、うたわれております。

お手元に配らせていただきました千葉東金道路、山田IC付近について、こちらと関連がありますので、若干説明させていただきます。

お手元に配付してございます、山田インターチェンジの上の方に800メートルというのがございますけれども、これは山田インターチェンジから合流するまでのところが800メートルと。そして、1千300メートルと書いてございますのは、東金インターチェンジの出口のところですか。それから、3千メートルと書いてあるのは、工業団地の中にある東金インターチェンジということでございます。したがって、山田台あるいは沖方面から行きますと、3キロメートル走らないと山田インターチェンジには出ないということでございます。

山田インターチェンジについては、上りランプはもうございますので、下りランプが必要でございます。皆様もご存じのとおり、ネクスコ東日本のプレスによれば、2024年に圏央道の横芝・大栄間がつながります。2026年には横芝・東金間が4車線化になるというふうに発表されております。

そうしますと、このマスタープランにも書いてございますとおり、職住近接。例えば成田空港にお勤めになる方も、仮に下りランプがあれば、山田台付近にお住まいになって、成田空港まで約20分で到着して、成田空港は、これから第3滑走路ができると4万人、雇用が増えると言われておりますから、八街に住んで、そういう場所に通えるというふうになると思います。

人口減対策も含めて、南部地域には駅がございませんので、ぜひ山田インターチェンジの下りランプも含めて、この地域の活性化について、具体的に、どのように取り組むのか、お聞かせ願いたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本年3月に策定しました都市計画マスタープランでは、将来の都市構造や地域別構想など、都市計画の基本的な方針を定めております。このマスタープランにおいて、本市に近接している酒々井インターチェンジ、山田インターチェンジ周辺などを産業物流・交流拠点に位置付け、産業振興による都市活力の創出や交流の場の形成を図ることを目標としております。

山田インターチェンジ周辺については、首都圏中央連絡自動車道の大栄ジャンクションから松尾横芝インターチェンジ間が令和6年度に開通予定であることから、その動向を注視しているところでございます。

また、スポーツ・観光・レクリエーション拠点となっている小谷流地区においては、近年、民間リゾート施設が開業し、多くの来訪者を迎え入れていると同時に、新たな市内在住者の雇用も生まれております。

今後、この地区では大規模マンションの建設やリゾート施設の拡張事業などが見込まれてお

りますので、民間企業と連携を図りながら、企業誘致や地元雇用の創出を積極的に働きかけ、地域の活性化に努めてまいりたいと考えております。

○林 政男君

今のご答弁のとおりだと思います。まちを活性化するには、雇用の場がないと、なかなか進んでいかないと思います。今の市長答弁のとおり、大型のレクリエーション施設、そういうものを今造っているところですが、そこに雇用がかなり生まれています。最近ではグランピングも15棟、それから大型の老人ホームといえますか、特別養護じゃないんですけども、そういうものの12階建てもできますし、そのほかにテニス場も今建設されております。その中で地元の雇用が生まれてきているというふうに認識しております。

やはり八街の人口減少を少しでも食い止めるには、地域の雇用が大変重要ではないかというふうに認識しております。引き続き、今の市長答弁にありましたように、連携を図りながら、八街市の市政を運営していただきたいと思います。

次に、道路行政について、お伺いします。

佐倉市と接続する道路について、八街都市計画道路3・4・3号線（八街神門線）と、佐倉都市計画道路3・4・20号線（岩富海隣寺線）の整備の進捗状況について伺うわけですが、後ほど市長にお伺いしたいと思いますけれども、八街市の希望というか、私の勝手な想像ですが、できれば国道51号線を横切っていただいて、そのまま佐倉インターチェンジにつながる道を造っていただければ、八街市の道路利用が一変するんじゃないかと思います。西田市長とも普段からお付き合いがあると思いますので、ぜひ佐倉市と連携を図っていただいて、取り組んでいただきたい。

まずは、その前に進捗状況について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街都市計画道路（八街神門線）及び佐倉都市計画道路（岩富海隣寺線）の整備につきましては、事業施工者でございます千葉県において、昨年度、事業認可を取得し、今年度は詳細設計業務及び路線測量業務を実施する予定と伺っております。

今ほど林議員から要望のありました佐倉市の西田市長との連携は、道路整備も含めて、いろんな意味で意見交換する機会がございますので、しっかり協力しながら、道路整備に努めてまいりたいと考えております。

○建設部長（市川明男君）

先ほど林議員よりご質問がございました佐倉インターチェンジまでのアクセスですが、現在、認可を取得した部分につきましては国道51号線までという形の認可となっております。このため、今回の整備事業につきましては国道51号線までしかできません。この後につきましては、佐倉市の単独事業となりますので、先ほど申し上げましたとおり、佐倉市との連携を市長同士でやっていただいた中で進めていければ幸いと考えております。

○林 政男君

これからは1つの市だけではなかなかできないので、連携を図っていただきたいと思います。今、詳細設計という話があったんですけど、年度別に追いかけた場合、供用開始はいつになるというふうに考えたらよろしいのでしょうか、順調に行った場合ですけれども。

○建設部長（市川明男君）

今回の事業認可取得、国からの認可取得でございますが、令和3年度からスタートし、令和9年度までの事業期間という形での事業認可となっております。

○林 政男君

ありがとうございます。

最後に、お礼を述べさせていただきます。佐倉市八街市酒々井町消防組合において、八街消防署八街南部出張所につきましては、関係地権者、北村市長をはじめとする八街市の当局の皆様、おかげさまで、市長答弁にありましたように、来年1月に竣工するというふうに聞いております。私が消防組合に行ってから、約10年近くかかりましたけれども、おかげさまで立派な施設ができるということで大変期待しております。その間、多くの方にお世話になりました。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で、やちまた21、林政男議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問は全て終了いたしました。

日程第2、休会の件を議題といたします。

明日6月9日は議案調査のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。明日6月9日は休会することに決定いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。

6月10日は午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

長時間ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時53分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件